



論点整理

(ユニバーサルサービスWG)

令和6年7月30日
ユニバーサルサービスWG事務局

目次

ユニバーサルサービス制度の概要	2
【論点1】情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方	
論点1-1 基本的考え方	7
論点1-2 各情報通信インフラの整備・維持の在り方	8
論点1-3 ユニバーサルサービスとして保障する利用形態	11
【論点2】ユニバーサルサービスに位置付ける役務	
論点2-1 電話のユニバーサルサービスに位置付ける役務	24
論点2-2 メタル回線設備の円滑な縮退	25
論点2-3 ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務	26
【論点3】ユニバーサルサービス責務の内容	
論点3-1 電話のユニバーサルサービス責務	39
論点3-2 ブロードバンドのユニバーサルサービス責務	39
論点3-3 最終保障提供責務の確認の仕組み	40
【論点4】ユニバーサルサービス責務の担い手	
論点4-1 適格電気通信事業者の義務	46
論点4-2 最終保障提供責務の担い手	46
論点4-3 最終保障提供責務の担い手以外の者が果たすべき役割	47
【論点5】ユニバーサルサービス交付金制度	
論点5-1 電話のユニバーサルサービス交付金制度	54
論点5-2 ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度	54
【論点6】ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保等	
論点6-1 ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保	58
論点6-2 NTTの自己設置要件・線路敷設基盤の在り方	59

ユニバーサルサービスに位置付けられる役務

論点 2 関係

(電話のユニバーサルサービス)

- ① ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠であるためあまなく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務（電気通信事業法第7条）であり、従来、㊦**不可欠性**（国民生活に不可欠であること）、㊧**低廉性**（誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること）、㊨**利用可能性**（全国どこでも利用可能であること）が**基本的3要件**とされてきた。
- ② 電話のユニバーサルサービスは、当初は、「**メタル固定電話、公衆電話、緊急通報**」であったが、メタル回線の老朽化の進展等を踏まえ、「**メタル固定電話相当の光IP電話（光回線電話）**」や「**ワイヤレス固定電話（共用型：携帯電話網を利用した固定電話）**」が追加。
- ③ **NTT東西によるワイヤレス固定電話の提供**は、自己設備による提供が原則とされる中で、他者設備である携帯電話網を利用するため、**不採算地域等に限定**して認められている（サービスの安定的提供等を確保する観点から自己設備による提供が原則）。
- ④ **メタル固定電話**は、1998年の約6,300万契約をピークに減少傾向にあり、現在、**約1,400万契約**。
- ⑤ このような中、NTTから、老朽化しコスト効率が悪化する**メタル回線設備は、2035年頃を目途に縮退せざるを得ない旨が表明**。
- ⑥ 固定電話は、**IP電話を含めると、固定ブロードバンド（約4,500万契約）を上回る約6,000万契約**。

(ブロードバンドのユニバーサルサービス)

- ⑦ ブロードバンドのユニバーサルサービスは、**FTTH、CATV（HFC方式）とワイヤレス固定ブロードバンド（専用型^{※1}）**とされている。

※1 固定通信サービス向けに専用の無線回線（地域BWAやローカル5G）を用いて提供する固定ブロードバンド

- ⑧ ワイヤレス固定電話が電話のユニバーサルサービスとされる一方、**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型^{※2}）**は、ブロードバンドの**ユニバーサルサービスとはされていない^{※3}**。

※2 固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供する固定ブロードバンド

※3 一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者がカバーすることになり、**多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定**されることが理由。

ユニバーサルサービス責務に関する制度の概要

論点 3 関係

(ユニバーサルサービスの責務の種類)

- ① ユニバーサルサービス責務には、以下の二種類。
 - ・ **あまねく提供責務**： **他事業者の提供地域でも**、サービスの提供責務を負う。
 - ・ **最終保障提供責務**： **提供事業者がいない地域に限り**、サービスの提供責務を負う。

(ユニバーサルサービスを提供する者の状況)

- ② 電話：メタル固定電話は、**NTT東西とソフトバンクが提供**
メタル固定電話の提供に必要な**メタル回線の約95%はNTT東西が保有**
- ③ ブロードバンド：NTT東西だけでなく、未整備地域や公設地域も存在する中で、**多様な設備設置事業者が競争的に役務提供し**、西日本を中心に電力系事業者やケーブルテレビ事業者のみが提供する地域も存在
FTTHの提供に必要な**光回線の約74%はNTT東西が保有**

(ユニバーサルサービスの責務)

- ④ 電話：**あまねく提供の責務**（NTT法）
- ⑤ ブロードバンド：ユニバーサルサービスの**責務なし**
(ブロードバンドについては、2022年の電気通信事業法の改正により、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度が創設されたが、ユニバーサルサービスの責務規定が設けられておらず、最終的にサービス提供を保障する責務を課されている者はいない。)

ユニバーサルサービスの提供者に関する制度の概要

論点 4 関係

(ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）を提供する者の義務)

- ① 現行の電気通信事業法では、**ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）を提供する者は、正当な理由がある場合を除き、業務区域内での届出契約約款に基づく役務提供義務が課されている。**

(適格電気通信事業者の義務)

- ② また、ユニバーサルサービスを提供する者は、ユニバーサルサービスの提供に係る費用の一部について交付金による補填を受けるため、**自ら申請して適格電気通信事業者の指定を受けることができるが、電気通信事業法では、**
- **電話の適格電気通信事業者**に対しては、正当な理由がある場合を除き、**業務区域が存在する都道府県の全世帯カバーを義務付けるとともに、**
 - **ブロードバンドの適格電気通信事業者**に対しては、その指定に係る一般支援区域（不採算地域）又は特別支援区域（特に不採算な地域）ごとに**一定割合の世帯カバー※1を義務付けている**（全世帯カバーは義務付けていない※2）。

※1 カバーが義務付けられる世帯の割合は、指定された支援区域の種類ごとに異なり、**一般支援区域**の場合は、**世帯カバー率50%超**、**特別支援区域**の場合は、**世帯カバー率10%超**が義務付けられる。

※2 未整備地域が存在するブロードバンドで全世帯カバーを義務付けると、適格電気通信事業者の**指定申請を行う者が現れず**、その結果、交付金の活用による**未整備地域の解消が進まないことを懸念した**もの。

(NTTに対する責務)

- ③ さらに、電話については、特殊会社である**NTT持株・NTT東西**に対し、**NTT法であまねく電話の提供責務が課されている。**

ユニバーサルサービスの交付金に関する制度の概要

論点 5 関係

(電話のユニバーサルサービスの交付金)

- ① 電話のユニバーサルサービスの交付金は、適格電気通信事業者に対し、その**ユニバーサルサービスが赤字の場合に、その一部を補填するために交付される**※。

※ 全国の加入者回線を長期増分費用方式（LRIC方式）で仮想的に設置した上で、モデル上の高コスト地域（4.9%）に属する回線原価と一定基準の原価（ベンチマーク）の差額を補填することとしている。

(ブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金)

- ② ブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金は、適格電気通信事業者に対し、その指定に係る「**一般支援区域**」及び「**特別支援区域**」における**ユニバーサルサービスの赤字を補填するために交付される**。
- ③ 特別支援区域と一般支援区域では、**支援の要件と水準**に、以下のような**差異**。
- ・ **一般支援区域**では、ブロードバンドの全体収支が**黒字の事業者は支援を受けられないが、特別支援区域**では、ブロードバンドの全体収支が**黒字の事業者でも支援が受けられる**。
 - ・ **一般支援区域**については、**費用の一部を補填**※¹するものであり、**特別支援区域**については、**赤字額の全体を対象に補填**※²する。

※ 1 詳細は現在検討中であるが、モデル上の費用の一定部分を補填するベンチマーク方式で交付金を算定することを想定

※ 2 詳細は現在検討中であるが、モデル上の費用と収入の差額を補填する収入費用方式で交付金を算定することを想定

(ただし、特別支援区域の既整備回線設備は、ブロードバンド全体収支が赤字の者のみが補填され、ベンチマーク方式で交付金を算定することを想定)

ユニバーサルサービスの料金等に関する制度の概要

論点 6 関係

(ユニバーサルサービスの料金に関する制度)

- ① **メタル固定電話や公衆電話**は、電気通信事業法上、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス（指定電気通信役務）のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス（特定電気通信役務）に位置付けられ、**料金の低廉化を図ることを目的として上限価格方式（プライスカップ規制）**が課されている。
- ② 他方、**ブロードバンド**は、特定電気通信役務に位置付けられておらず、**プライスカップ規制の対象とはされていないため、料金の低廉性を確保する規律が設けられていない。**
- ③ **ユニバーサルサービス**は、電気通信事業法上、**基礎的電気通信役務と定義**され、その提供に係る「適切性」及び「公平性」を確保するため、基礎的電気通信役務を提供する者には**契約約款の届出義務**が課されているが、**当該約款規律は、プライスカップ規制と異なり、料金水準を明確に規律するものではない。**

(電気通信設備や線路敷設基盤の譲渡等に関する制度)

- ④ NTT東西は、サービスの適切かつ安定的な提供の確保の観点から、本来業務について原則として自己設備を用いて行わなければならないとする「**自己設置要件**」が課されるとともに、サービス提供の基礎となる**重要な電気通信設備**（電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備）の**譲渡等について認可が必要**とされている。
- ⑤ 自己設置要件については、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供を確保する観点も併せて考慮し、**他者設備（携帯電話網等）の利用が不採算地域に限定して認められている。**
- ⑥ なお、電柱・管路等の線路敷設基盤は、**電気通信設備ではなく工作物に該当し、重要な電気通信設備の譲渡等の認可の対象外**となるため、現在、**線路敷設基盤の譲渡等には規律が課されていない。**

論点の一覧①

【論点1-1】 基本的考え方

(検討の時間軸)

- ① 通信分野では、市場環境や技術革新が急速に進展し10年先（2035年頃のメタル回線設備の縮退後）の動向を見極めることは困難であるため、今回は、**将来の動向を視野に入れつつ、具体的な制度設計の検討は、諮問対象である2030年頃までを射程に行った上で、今後の環境変化を踏まえ、一定の時期に改めて見直しを行うこととする**ことが適当ではないか。

(今後の情報通信インフラの確保の在り方)

- ② 少子高齢化の進展、景気の長期低迷による経済的地位の低下、安全保障環境の厳格化など我が国を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、**全国どこでも通信サービスが利用できる環境の実現に向けて、今後の情報通信インフラについては、平時には国民生活や経済活動を支え、非常時には安心・安全を確保**する観点から、無線技術の進展や2035年頃のメタル設備の縮退等も視野に、非地上系ネットワークを補完的に活用しつつ、**固定網**（固定地点での世帯・法人利用を主に実現）と**モバイル網**（移動中も含めた個人利用を主に実現）の**双方により音声通話とブロードバンド**が利用できる環境を確保することが重要であると考えられるが、この点についてどうか。

(政策手段)

- ③ 情報通信インフラの整備・維持は、**事業者の自主的な取組が基本であるが、それだけでは実現困難な場合は、一定の政策手段を講ずることが必要**となる。その政策手段としては、一般的には、**予算・税制上の支援措置、規制措置や受益者負担制度**（例：ユニバーサルサービス交付金制度）などがあり、以下の点等に留意して、**これらを適切に組み合わせることが必要**となると考えられるが、どうか。
- ・ 政策手段は、支援対象となる情報通信**インフラの種類**やその**設置者の経営状況、市場の動向等**に応じて判断し、これまでの情報通信分野における**政策の推移や整合性に留意**しつつ、**国民負担が大幅に増加するような手段はできる限り避ける**こと
 - ・ **固定網**は、個々の利用者宅まで長大な回線を物理的に敷設する必要があるため、**整備費用が多額**（離島では海底ケーブルの敷設が必要となり、地理的状況によって更に多額）**になる傾向**にあり、また、**維持費用も大きい**ため、**維持費用に支援がない場合は、維持費用が負担となって整備が進まない面**があること
 - ・ **モバイル網**は、多数の基地局の設置に多額の投資が必要であるが、**有限希少な国民共有の財産である電波の割当てを受けており、国民の利便確保や電波の有効利用を図る観点から電波法等に基づき整備・維持に関する規律を課すことが可能**であり、また、固定網と異なり、全国的に展開する事業者が複数存在するため、事業者間のエリア拡大競争とともに、**インフラシェアリング等により効率的な整備・維持を促進することも可能**であること

論点の一覧② 【論点1-2】各情報通信インフラの整備・維持の在り方〈固定網〉

(固定網の整備・維持)

- ① 固定網では、**メタル回線と光ファイバで二重のアクセス網が構築**されているところ、NTTによると、**メタル回線設備は2035年頃に維持限界**を迎えるが、その利用者は**2030年頃でも約730万残存**する見込みであること、また、**光ファイバ**は、伝送の安定性が高く、モバイル網での基地局用の回線としても利用される**情報通信の主たる基盤**であること等を踏まえ、固定網の整備・維持に当たっては、**メタル回線設備の円滑な縮退**を図りつつ、**光ファイバのエリアカバーの拡大や高度化**を図ることが基本と考えられるが、どうか。
- ② まず、**メタル回線設備**については、2035年頃の縮退に向けて、**メタル固定電話の既存利用者の代替サービスへの円滑な移行が必要**となるため、PSTN（回線交換網）のIP網への移行の場合と同様に、**NTTは、具体的な移行計画を策定し、総務省で移行計画の進捗を検証**する等の取組が必要と考えられるが、どうか。
- ③ また、**光ファイバ**は、情報通信の主たる基盤であり、その整備率を高める（固定ブロードバンドに占める光ファイバの割合は、韓国(88.8%)に次いで世界第2位）ことは、世界最高水準の通信環境の構築に不可欠であるところ、総務省のデジタル田園都市国家インフラ整備計画（2023年4月改訂）では、**2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%**が目標とされているため、今後、これを**着実に実現**するとともに、**残り0.1%**については、整備・維持の費用が多大と想定されるため、**光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持**が必要と考えられるが、どうか。
- ④ **今後の光ファイバの整備・維持**では、**未整備エリアの解消**に加え、**公設光ファイバの民設移行**が大きな課題となり、その解決には、線路敷設基盤の維持も含めて無線よりも**維持コストが高い点の解消**が重要となることから、引き続き離島等の条件不利地域では、**予算措置**（高度無線環境整備推進事業）による**整備費用の支援**に加えて、**ユニバーサルサービス交付金制度による維持費用の支援**が必要と考えられるが、どうか。

論点の一覧②

【論点1-2】各情報通信インフラの整備・維持の在り方<モバイル網>

(モバイル網の整備・維持)

- ① **モバイル網**は、**時間と場所で通信速度が変化**するため、固定網に比べ、**伝送の安定性は劣るものの、コスト効率的に面的カバー**が可能であり、現在、4Gに加え、5Gの普及が進んでいる。携帯電話の契約数は2億件を超え、モバイル端末のみを有する世帯も増加する中で、モバイル網は、固定網とともに、国民生活や経済活動の重要な社会インフラとして、その着実な整備・維持を図ることが重要となるところ、4Gと5Gでは整備の状況やその特性も異なることから、**それらの差異に留意しつつ、また、非居住地域を含めて利用者の移動範囲全てをカバーすることは多額の費用が必要となることから、居住地域と非居住地域ごとに、整備・維持の在り方を考えることが必要ではないか。**
- ② まず、**居住地域**については、5G展開の基礎となる**4Gの人口カバー率は99%を超え**、また、**5Gの人口カバー率は、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、2030年度末に99%**（全国・各都道府県）**を目標**としているところ、引き続き、**4Gではエリア外居住人口**（2022年度末約0.6万人）**の解消、5Gでは当該目標の実現**に向けて着実に取り組むことにより、モバイル網の整備・維持を一層進めていくことが必要と考えられるが、どうか。
- ③ また、**非居住地域**については、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、4Gに加え、5Gや非地上系ネットワークの活用を含め、**2030年度末の道路カバー率**（高速道路及び国道）**99%を目標**としているところ、今後の自動運転などを想定するとともに、国民の利便性向上や安全・安心を確保する観点から、この**目標の実現**などに向けて取り組むことにより、モバイル網の整備・維持を一層進めていくことが必要と考えられるが、どうか。
- ④ **モバイル網の整備・維持**は、「**国民共有の財産である電波の割当てを受けたMNO**が担っており、国民の利便の確保や電波の有効利用を図る観点から**エリアカバーの拡大が求められること**」、「**複数のMNOがエリア拡大競争を進めつつ、全国的に展開している一方、整備・維持コストを削減する観点からはインフラシェアリングの活用も求められること**」、そして「**MNOの経営状況**」も併せ鑑みれば、継続的に負担が生じる**維持費用**に対し、国民負担に繋がる**ユニバーサルサービス交付金制度等**で支援することはできる限り避ける必要がある。**このため、「電波法等に基づく制度的措置**（開設計画の認定、基地局開設の責務や電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価等）」、「**予算措置**（携帯電話等エリア整備事業）」や「**税制措置**」による**整備費用等の支援**を行うことにより、MNOによる**競争的な整備・維持と、インフラシェアリングや非常時における事業者間ローミングの推進等を含む協調的な整備・維持**を両輪として促進することが必要と考えられるが、どうか。

論点の一覧② 【論点1-2】各情報通信インフラの整備・維持の在り方〈非地上系ネットワーク〉

(非地上系ネットワークの活用)

- ① **非地上系ネットワーク**※は、平時では離島、海上、山間部等の効率的なカバーに、非常時にはネットワークの冗長性確保に有用であり、多数の非静止衛星を一体的に運用する「**衛星コンステレーションによるサービス**」等が開始され、また、「**HAPSによるサービス**」の実用化に向けた官民の取組も進められている。これらは、地上系ネットワークと比較すると、未だサービスの導入期・揺籃期にあり、**利用者が増えた場合の安定性・性能が見極められない面**などがあるため、現時点では、**地上系ネットワークの代替ではなく、補完としての役割が期待**されると考えられるが、どうか。

※ 非地上系ネットワークには、**静止軌道衛星、非静止軌道衛星、HAPS** (High Altitude Platform Station) が含まれる。

- ② **衛星コンステレーションによるサービス**については、その提供が欧米企業を中心に活発化し、我が国事業者は、これら企業との業務提携等によって国内でサービス(専用の端末・アンテナを用いる**ブロードバンド**)を提供しているほか、**携帯基地局のバックホールへの導入や関連する研究開発**を行っているところ、**今後は、携帯電話と衛星との直接通信が実現**し、その内容も**テキストベースから音声通話・データ通信に拡大することが計画**されている※ため、地上系ネットワークのカバーしにくい非居住地域をはじめとして、エリアカバーに一定の役割を果たせるように、**必要な制度整備の検討**が必要と考えられるが、どうか。

※ **KDDIは、SpaceX社と提携して2024年内を目途に携帯電話と衛星の直接通信を実現**し、テキストベースのやりとりから開始し、その後、音声通話の提供も予定。また、**楽天モバイルは、AST SpaceMobile社と提携し、2026年内に携帯電話と衛星の直接通信により、テキストベースのやり取りだけでなく、音声通話、ビデオ通話等の提供を計画**。

- ③ **HAPSによるサービス**は、高度20km程度の成層圏から、携帯電話との直接通信によるサービス提供を行うものであり、**NTTドコモ**(Space Compass社等と提携)は**2026年、ソフトバンクは2027年の商用化を目指している**。まずはスポット的なカバーや災害時の応急復旧への活用が想定されることから、必要な制度整備を進めるとともに、**将来的には広範囲での高速・大容量のサービス提供が期待**されることから、HAPSシステムの高度化に向けた研究開発を進めているところ、その技術レベルの向上に合わせて**必要な制度の見直しに取り組んでいくべき**と考えられるが、どうか。

論点の一覧③ 【論点1-3】ユニバーサルサービスとして保障する利用形態

- ① ユニバーサルサービスとして保障する利用形態には、「**固定地点での世帯/法人利用（固定利用）**」と「**移動範囲での個人利用（移動利用）**」が考えられる。NTTは、利用者の利用実態等を踏まえ、**固定利用に加え、居住地域について移動利用を保障すべきとの意見**である一方、**構成員**は、将来的にはユニバーサルサービスの対象がモバイルに移行することに異論はないが、移動利用は、新たな国民負担の増加（交付金肥大化）への懸念、屋内やビル陰で通話できないエリアが生じる技術的課題があり、また、地理的識別性がある0ABJ番号の維持の必要性、ユニバーサルサービスに位置付けて国民負担を求める前に他の政策手段を検討すべき等から、**現時点では、固定利用の保障を引き続き前提とすべきとの意見が多いところ、この点についてどう考えるか。**

論点

(検討の時間軸)

- ① 通信分野では、市場環境や技術革新が急速に進展し10年先（2035年頃のメタル回線設備の縮退後）の動向を見極めることは困難であるため、今回は、**将来の動向を視野に入れつつ、具体的な制度設計の検討は、諮問対象である2030年頃までを射程に行った上で、今後の環境変化を踏まえ、一定の時期に改めて見直しを行うこととすることが適当ではないか。**

【構成員からの主な意見】

- **将来の技術動向がどうなっていくか見通しはつかないため、2035年は視野に入れつつも、メタル縮退の前半である2030年頃までを検討の射程とするのが適当**であり、NTTから示された2035年メタル縮退以降の姿は、参考程度にとどめておくべき。（林構成員）
- 将来の技術動向によって代替サービス自体が変わることもあるが、**2035年メタル縮退というゴールは決まっているため、それを視野に入れて考えないと、代替サービスは決まらず、NTTとしても縮退戦略を立てられない。**（岡田構成員、砂田構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **技術の進展や利用者の利用実態の変化が加速度的に速まっていることを踏まえ、今後のユニバーサルサービスは将来を見据えた仕組みとすべき。**
（NTT）

論点

(今後の情報通信インフラの確保の在り方)

- ② 少子高齢化の進展、景気の長期低迷による経済的地位の低下、安全保障環境の厳格化など我が国を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、**全国どこでも通信サービスが利用できる環境の実現**に向けて、**今後の情報通信インフラ**については、**平時には国民生活や経済活動を支え、非常時には安心・安全を確保**する観点から、無線技術の進展や2035年頃のメタル設備の縮退等も視野に、非地上系ネットワークを補完的に活用しつつ、**固定網**（固定地点での世帯・法人利用を主に実現）と**モバイル網**（移動中も含めた個人利用を主に実現）の**双方により音声通話とブロードバンド**が利用できる環境を確保することが重要であると考えられるが、この点についてどうか。

【構成員からの主な意見】

- 日本のトラフィックの97.1%が固定網、2.9%というわずかな割合がモバイル網で、モバイルは視野に入れていくにせよ、**固定網が重要な役割を果たしているため、固定網・モバイル網双方により音声通話とブロードバンドを利用できる環境を確保するのが重要**という考えに賛同。（春日構成員）
- 情報通信インフラはユニバーサルサービスの対象かどうかは問わず、**社会資本の一つであるということを明確に位置付け**、**交付金の対象かどうかという矮小化された議論ではなく、ハード面のみならず防災ライフライン等のソフト面も含む、日本の将来のICTのグランドデザインを描く議論**を行うべき。（林構成員）

論点

(政策手段)

- ③ 情報通信インフラの整備・維持は、事業者の自主的な取組が基本であるが、それだけでは実現困難な場合は、一定の政策手段を講ずることが必要となる。その政策手段としては、一般的には、**予算・税制上の支援措置、規制措置や受益者負担制度**（例：ユニバーサルサービス交付金制度）などがあり、以下の点等に留意して、**これらを適切に組み合わせることが必要**となると考えられるが、どうか。
- ・ 政策手段は、支援対象となる情報通信**インフラの種類**やその**設置者の経営状況、市場の動向等**に応じて判断し、**国民負担が大幅に増加するような手段はできる限り避けること**
 - ・ **固定網**は、個々の利用者宅まで長大な回線を物理的に敷設する必要があるため、**整備費用が多額**（離島では海底ケーブルの敷設が必要となり、地理的状況によって更に多額）**になる傾向**にあり、また、**維持費用も大きい**ため、**維持費用に支援がない場合は、維持費用が負担となって整備が進まない面**があること
 - ・ **モバイル網**は、多数の基地局の設置に多額の投資が必要であるが、**有限希少な国民共有の財産である電波の割当てを受けており**、国民の利便確保や電波の**有効利用を図る観点から電波法等に基づき整備・維持に関する規律を課すことが可能**であり、また、固定網と異なり、全国的に展開する事業者が複数存在するため、事業者間の**エリア拡大競争とともに、インフラシェアリング等により効率的な整備・維持を促進することも可能**であること

【構成員からの主な意見】

- 通信インフラは**インフラシェアリング等で全体最適な効率化が進みつつある**。ユニバーサルサービスでも同様の観点から、設備の共有や新技術の採用がしやすい技術中立的な制度に変えていくのが望ましい。（砂田構成員）
- 膨大なトラフィックが必要になる中で、**固定とモバイル、さらには非地上系ネットワークも活用しながら国民の通信を確保することが重要**。ユニバーサルサービス制度はその一つ的手段であるところ、**他にも予算や税制、規制等があり、様々な手段のバランスをうまく考えながら進めるべき**。（三友主査）

【事業者等からの主な意見】

- **モバイル事業者**は義務を全く負っていないわけではなく、周波数の割当てに伴う開設計画で**一定のエリア整備の義務があり、次の周波数割当てや再割当ての可能性、競争上のエリア維持の必要性**を考慮すれば、基本的に**エリア維持のインセンティブを持っている**と考えられる。（ソフトバンク）
- ユニバーサルサービスの政策目的は、**競争を通じて整備・維持ができないエリアにおける役務提供の担保**である。（KDDI）
- モバイルサービスのエリア拡大は電波法上の規律で担保されており、未提供エリアも**電波法上の規律によってMNOが取り組んでいくべき**。ユニバーサルサービス制度による**エリアカバー責務は二重規制となるおそれ**。（楽天モバイル）
- 人口減少が進む中でもデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、デジタルライフラインの実現に向けては産業政策が必要で、基盤としての通信網の適切な構築・維持管理は極めて重要。**各通信網（メタル、FTTH、モバイル等）の状況や特性等に応じ適切な政策ツールを検討すべき**。（楽天モバイル）

論点

(固定網の整備・維持)

- ① 固定網では、**メタル回線と光ファイバで二重のアクセス網が構築**されているところ、NTTによると、**メタル回線設備は2035年頃に維持限界**を迎えるが、その利用者は**2030年頃でも約730万残存**する見込みであること、また、**光ファイバ**は、伝送の安定性が高く、モバイル網での基地局用の回線としても利用される**情報通信の主たる基盤**であること等を踏まえ、固定網の整備・維持に当たっては、**メタル回線設備の円滑な縮退**を図りつつ、**光ファイバのエリアカバーの拡大や高度化**を図ることが基本と考えられるが、どうか。
- ② まず、**メタル回線設備**については、2035年頃の縮退に向けて、**メタル固定電話の既存利用者の代替サービスへの円滑な移行が必要**となるため、PSTN（回線交換網）のIP網への移行の場合と同様に、**NTTは、具体的な移行計画を策定し、総務省で移行計画の進捗を検証**する等の取組が必要と考えられるが、どうか。
- ③ また、**光ファイバ**は、情報通信の主たる基盤であり、その整備率を高める（固定ブロードバンドに占める光ファイバの割合は、韓国(88.8%)に次いで世界第2位）ことは、世界最高水準の通信環境の構築に不可欠であるところ、総務省のデジタル田園都市国家インフラ整備計画（2023年4月改訂）では、**2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%**が目標とされているため、今後、これを**着実に実現**するとともに、**残り0.1%**については、整備・維持の費用が多大と想定されるため、**光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持**が必要と考えられるが、どうか。
- ④ **今後の光ファイバの整備・維持**では、**未整備エリアの解消**に加え、**公設光ファイバの民設移行**が大きな課題となり、その解決には、線路敷設基盤の維持も含めて無線よりも**維持コストが高い点の解消**が重要となることから、引き続き離島等の条件不利地域では、**予算措置**（高度無線環境整備推進事業）による**整備費用の支援**に加えて、**ユニバーサルサービス交付金制度による維持費用の支援**が必要と考えられるが、どうか。

→ 構成員・事業者等からの主な意見については次頁

【構成員からの主な意見】

- 2035年に想定される500万人の**固定電話の利用者を移行できるかは未知数**であり、NTTにおいて**具体的な移行計画を早急に策定し、総務省においてマイグレ委員会（電話網移行円滑化委員会）のように進捗を検証する仕組みが必要**。（林構成員、関口構成員）
- NTTは、**2030年前後から、エリア単位での面的な移行を進めると説明しているが、移行先のサービスをあまり知らない人に対して単に勧奨するだけで移行は進まず、個別の家庭への説明等も必要**になり、それには**コストもかかる**。（藤井構成員）
- **PSTNマイグレーションの際にも様々な障害により、予定通りに進まないケースがあった**。移行に対応する利用者側のコスト、説得等のためのコスト、進捗確認等にかかる行政コストなど、**数値化は難しいが、提供側のコスト以外も考慮に入れるべき**。（若林構成員）
- NTTは先に行き着く先を決めてから移行のことを考えると言っているように聞こえたが、そういう検討をしつつ行き着く先を考えていくのが合理的。色々なケースがあり、**どういったケースがあるかを掘り起こして、全体的な移行をどういうところに落ち着かせていくべきか検討する必要**がある。（相田主査代理）

【事業者等からの主な意見】

- **伝送の安定性や整備エリアの広さ、無線局等のインフラとしての利用を踏まえると、光ファイバが主たる基盤となる**と考えられる一方、光ファイバ等のみをユニバーサルサービスと位置付けて、全ての未提供エリアに設備を設置するには**コストが大きく、低廉性に鑑みると、既に利用できる（あるいは近い将来利用が予想できる）無線系との組み合わせが適切**である。（STNet）
- **面的な移行については、代替サービスを丁寧に説明できる体制が必要**。NTT東西は全国に営業体制を備えており、その体制を活用して周知を行い、代替サービスに関する説明をきちんと行った上で、移行を完了させていきたい。現在の試算では、周知に関する具体的な稼働や労務費などは含んでいないが、今後移行プランを具体化する中で考えていきたい。（NTT）
- 移行ペースについて、お客様の反動によっては、思い通りにいかないところがあり得るため、**計画策定し、モニタリングをして進めていくことは必要**。ただし**ユーザは減っていくサービスのため、モニタリングや移行計画の提出は、過度な負担にならない範囲とするよう工夫**いただきたい。（NTT）
- **メタル設備の縮退とブロードバンドの整備を一体として進めるべく、国による適切な制度を整備、時間軸を含めた計画を策定し、その進捗を適切に把握・統制**していく仕組みが必要。（JAIPA）
- デジタル田園都市国家インフラ整備計画を踏まえ、ブロードバンドサービスは**基本的に光で整備**を行い、**残り0.1%の光ファイバ未整備世帯には無線**を活用すべき。（KDDI）
- デジタル田園都市国家インフラ整備計画を踏まえ、**電話・ブロードバンドサービスを併せて光で整備を行うことを基本としつつ、残りの未整備世帯・ラストワンマイルは無線の活用を否定しない**。ただし、**無線の技術特性などを踏まえ詳細な検討が必要**。（ソフトバンク）
- NTT東西は、引き続き光ネットワークの提供を行っていくとともに、**モバイルを提供するための基地局へのアクセス回線についても、電気通信事業法の定めに基づき、光提供/未提供エリアに関わらず、MNOの求めに応じて提供していく**。（NTT）

論点

(モバイル網の整備・維持)

- ① **モバイル網**は、**時間と場所で通信速度が変化**するため、固定網に比べ、**伝送の安定性は劣るものの、コスト効率的に面的カバー**が可能であり、現在、4Gに加え、5Gの普及が進んでいる。携帯電話の契約数は2億件を超え、モバイル端末のみを有する世帯も増加する中で、モバイル網は、固定網とともに、国民生活や経済活動の重要な社会インフラとして、その着実な整備・維持を図ることが重要となるところ、4Gと5Gでは整備の状況やその特性も異なることから、**それらの差異に留意しつつ、また、非居住地域を含めて利用者の移動範囲全てをカバーすることは多額の費用が必要となることから、居住地域と非居住地域ごとに、整備・維持の在り方を考えることが必要ではないか。**
- ② まず、**居住地域**については、5G展開の基礎となる**4Gの人口カバー率は99%を超え**、また、**5Gの人口カバー率は、デジタル田園都市国家必要と考えられインフラ整備計画において、2030年度末に99%**（全国・各都道府県）**を目標**としているところ、引き続き、**4Gではエリア外居住人口**（2022年度末約0.6万人）**の解消、5Gでは当該目標の実現**に向けて着実に取り組むことにより、モバイル網の整備・維持を一層進めていくことが必要と考えられるが、どうか。
- ③ また、**非居住地域**については、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、4Gに加え、5Gや非地上系ネットワークの活用を含め、**2030年度末の道路カバー率**（高速道路及び国道）**99%を目標**としているところ、今後の自動運転などを想定するとともに、国民の利便性向上や安全・安心を確保する観点から、この**目標の実現**などに向けて取り組むことにより、モバイル網の整備・維持を一層進めていくことが必要と考えられるが、どうか。
- ④ **モバイル網の整備・維持**は、「**国民共有の財産である電波の割当てを受けたMNO**が担っており、国民の利便の確保や電波の有効利用を図る観点から**エリアカバーの拡大が求められること**」、「複数のMNOがエリア拡大競争を進めつつ、全国的に展開している一方、整備・維持コストを削減する観点からは**インフラシェアリングの活用も求められること**」、そして「**MNOの経営状況**」も併せ鑑みれば、継続的に負担が生じる**維持費用**に対し、国民負担に繋がる**ユニバーサルサービス交付金制度等で支援することはできる限り避ける必要がある**。このため、「**電波法等に基づく制度的措置**（開設計画の認定、基地局開設の責務や電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価 等）」、「**予算措置**（携帯電話等エリア整備事業）」や「**税制措置**」による**整備費用等の支援**を行うことにより、MNOによる**競争的な整備・維持と、インフラシェアリングや非常時における事業者間ローミングの推進等を含む協調的な整備・維持**を両輪として促進することが必要と考えられるが、どうか。

【論点 1-2】各情報通信インフラの整備・維持の在り方

【構成員からの主な意見】

- 「今やモバイルが生活必需品となっており、重要性が高まっている」という点は、今回の能登半島地震を見ても、そのとおりだが、**モバイルが生活必需品となっていることとユニバーサルサービスとして規定されることが完全にイコールかは議論が必要**。（林構成員）
- **モバイルが国民生活に不可欠であることに疑いはなく、人口カバー100%を目指す必要があるが、現時点では各社の競争を通じてエリアが拡大している**ので、**基金による補填は不要**。（相田主査代理）
- **モバイルの利用を全国で保障する場合の赤字額は、エリア外人口の解消のための赤字とのことだが、その一部又は全部をユニバーサルサービス制度の国民負担とすることが適切かどうかは慎重に検討する必要がある**。モバイルのエリア外人口解消は**電波法に基づく開設計画やインフラシェアリングなどを通じて進められる仕組み**が講じられてきており、**国民負担を求める前にまずは他の政策手段を検討すべき**。（林構成員）
- **モバイル事業者が大幅な黒字である中、モバイルをユニバーサルサービスとすることで国民負担が発生することに理解は得られない**。（長田構成員）
- ユニバーサルサービスの対象役務は基本的 3 要件、特に**国民生活に不可欠かどうかでまず判断すべき**。市場競争、技術特性・品質、国民負担が基本的 3 要件に含まれるという解釈があるとすれば、それは国民にとって非常にわかりづらい。交付金は、諸外国の例にあるように、**市場や他の補助金等を考慮して今年度は発動しないという考え方もありうる**。（砂田構成員）
- **競争的な整備・維持と協調的な整備・維持の両輪で促進とあるのは重要**。特に、6Gに向けてオープン化で世界をリードしていく観点から、マルチベンダーでのシステム作りや全体最適なインフラ整備、それらに向けた**事業者間の協調の流れをいかに作るかが、日本の競争力にとって非常に重要**。（砂田構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **モバイルをユニバーサルサービスに位置付けることは、競争による促進を超えた面的エリアカバーの拡大やモビリティの確保を政策目標とし、制度を拡大することとなるが、指定に伴う政策的なメリットがなく、競争促進の支障や国民の負担増大にもつながり、適切ではない**。（ソフトバンク、楽天モバイル）
- モバイルについては、**企業間の競争・協調によりMNO 4社はサービスエリア等の充実・強化を図っており、品質保証や面的なエリアカバーをさらに拡大する義務を負わせることは、国民負担の増加につながる恐れがある**。（楽天モバイル）
- モバイルサービスのエリア拡大は電波法上の規律で担保されており、未提供エリアも**電波法上の規律によってMNOが取り組んでいくべき**。ユニバーサルサービス制度による**エリアカバー責務は二重規制となるおそれ**。（楽天モバイル） [再掲]
- モバイル事業者は義務を全く負っていないわけではなく、**周波数の割当てに伴う開設計画で一定のエリア整備の義務があり、次の周波数割当てや再割当ての可能性、競争上のエリア維持の必要性を考慮すれば、基本的にエリア維持のインセンティブを持っていると考えられる**。（ソフトバンク） [再掲]
- モバイルをユニバーサルサービスに位置付けることについては、「誰一人取り残さない」ことを謳うデジタル田園都市国家構想も踏まえると、**競争だけではカバーエリアの拡大が十分に進まない一部のルーラルエリアに対して利用を保障する必要性が生じれば検討するべきである**。（テレコムサービス協会）
- モバイルについては、**基地局開設計画の最低限の要件である絶対審査基準にエリア展開の項目があるものの、ルーラルエリア等の特定地域における電波利用や利用者へのサービス提供が担保されているわけではなく、また仮にエリア拡大されたとしても、将来的なエリア縮小のリスクは競争では担保されないため、国民の利便性の確保・保護の観点から、不用意にモバイルの提供エリアを撤退・縮小させない仕組みが必要であり、最低限、サービス提供に空白期間を生じさせないよう、退出認可制を設ける必要がある**。（NTT）

論点

(非地上系ネットワークの活用)

- ① **非地上系ネットワーク**※は、平時では離島、海上、山間部等の効率的なカバーに、非常時ではネットワークの冗長性確保に有用であり、多数の非静止衛星を一体的に運用する「**衛星コンステレーションによるサービス**」等が開始され、また、「**HAPSによるサービス**」の実用化に向けた官民の取組も進められている。これらは、地上系ネットワークと比較すると、未だサービスの導入期・揺籃期にあり、**利用者が増えた場合の安定性・性能が見極められない面**などがあるため、現時点では、**地上系ネットワークの代替ではなく、補完としての役割が期待**されると考えられるが、どうか。

※ 非地上ネットワークには、**静止軌道衛星、非静止軌道衛星、HAPS** (High Altitude Platform Station) が含まれる。

- ② **衛星コンステレーションによるサービス**については、その提供が欧米企業を中心に活発化し、我が国事業者は、これら企業との業務提携等によって国内でサービス(専用の端末・アンテナを用いる**ブロードバンド**)を提供しているほか、**携帯基地局のバックホールへの導入や関連する研究開発**を行っているところ、**今後は、携帯電話と衛星との直接通信が実現し、その内容もテキストベースから音声通話・データ通信に拡大することが計画**されている※ため、地上系ネットワークのカバーしにくい非居住地域をはじめとして、エリアカバーに一定の役割を果たせるように、**必要な制度整備の検討が必要**と考えられるが、どうか。

※ **KDDIは、SpaceX社と提携して2024年内を目途に携帯電話と衛星の直接通信を実現し、テキストベースのやりとりから開始し、その後、音声通話の提供も予定。**また、**楽天モバイルは、AST SpaceMobile社と提携し、2026年内に携帯電話と衛星の直接通信により、テキストベースのやり取りだけでなく、音声通話、ビデオ通話等の提供を計画。**

- ③ **HAPSによるサービス**は、高度20km程度の成層圏から、携帯電話との直接通信によるサービス提供を行うものであり、**NTTドコモ**(Space Compass社等と提携)は**2026年、ソフトバンクは2027年の商用化を目指している**。まずはスポット的なカバーや災害時の応急復旧への活用が想定されることから、必要な制度整備を進めるとともに、**将来的には広範囲での高速・大容量のサービス提供が期待**されることから、HAPSシステムの高度化に向けた研究開発を進めているところ、その技術レベルの向上に合わせて**必要な制度の見直しに取り組んでいくべき**と考えられるが、どうか。

→ 構成員・事業者等からの主な意見については次頁

【構成員からの主な意見】

- NTN（衛星通信）については、空がある程度見える場所であれば圏外にならず、現状、データ通信容量が無制限であるが、**同時接続ユーザ数や空の見え方で速度が変動**することや、**天候要因による速度変化の可能性**があること、**ユーザ数が増加した際に速度が安定するかは未知数**であるという課題がある。（藤井構成員）
- NTN（衛星通信）については、**外資系企業を中心にサービス展開・計画**されており、**サポート体制やサービス撤退などの懸念**があること、**技術的仕様が明確には公開されていないことが多い**こと、さらには**天候の影響**を受けることや**ユーザ数が増えた場合の安定性・性能が未知数**であることから、**現時点でのFTTH代替とするのは難しい**と考えられるが、空が見える場所であればどこでもサービスエリアとなりうるので、**今後の技術進展を踏まえた対応が必要**。（藤井構成員）
- NTN（衛星通信）については、**現時点で居住エリアにおけるユニバーサルサービスとして位置付けるのは難しい**と思われるが、今でも**工事現場や居住エリア外などで利用**されているので、**そういった通信を使えないエリアへのサービスの一つの選択肢**としては考えられる。（藤井構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 衛星については**経済安全保障上の懸念**もあり、現時点でこれを**ユニバーサルサービスとして位置付けるのは時期尚早**。（JAIPA、ソフトバンク）
- 衛星やモバイル等について、離島や山間部等を**経済合理性のみで判断するのは不適切**。外国事業者に**100%依存する衛星ブロードバンド**はBCP・緊急避難的な活用を除き、**経済安全保障上のリスクも存在**する。NTT 東西による提供方法の検討など、**地域の実情を踏まえた検討が必要**。（JAIPA）
- **災害時における通信確保の緊急避難的措置として、衛星電話は有効**であるが、**ユニバーサルサービス制度は日常生活において必要不可欠な役務提供の確保が目的**であり、**その要件を満たさないと考える**。（KDDI）
- NTN（HAPS・衛星）に関しては、現時点で**ユニバーサルサービスとしての是非を論じるのは尚早**。（ソフトバンク）
- NTNによるモバイルサービスの拡張は、各社が既に開発競争・投資中で、企業間の競争・協調により、**新たなイノベーションの創出につながっている**。MNOにユニバーサルサービス責務を課す場合、**ユニバーサルサービス制度による山岳地帯や無人島といった不感地等への地上系基地局設置はイノベーションを阻害し、二重投資となるおそれがある**。（楽天モバイル）

論点

- ① ユニバーサルサービスとして保障する利用形態には、「**固定地点での世帯/法人利用（固定利用）**」と「**移動範囲での個人利用（移動利用）**」が考えられる。NTTは、利用者の利用実態等を踏まえ、**固定利用に加え、居住地域について移動利用を保障すべきとの意見**である一方、**構成員**は、将来的にはユニバーサルサービスの対象がモバイルに移行することに異論はないが、移動利用は、新たな国民負担の増加（交付金肥大化）への懸念、屋内やビル陰で通話できないエリアが生じる技術的課題があり、また、地理的識別性がある0ABJ番号の維持の必要性、ユニバーサルサービスに位置付けて国民負担を求める前に他の政策手段を検討すべき等から、**現時点では、固定利用の保障を引き続き前提とすべきとの意見が多いところ、この点についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- ユニバーサルサービスの対象が**将来的にモバイルに移行することに異論はないが、現時点では、固定地点・世帯利用を前提**として議論すべき。（大橋構成員、関口構成員、林構成員、三友主査、若林構成員）
- モバイルをユニバーサルサービスに位置付け（保障範囲を）**移動範囲・個人利用まで広げると国民負担が拡大するので避けるべき**。（長田構成員、林構成員）
- **携帯電話は屋内やビル陰などで通話ができないエリアができてしまうのが必然であり、そのエリアをなくすのは技術的にもコスト的にも厳しい**。また、NTTからは品質の検証方法が示されているが、モバイルは時間と場所により実効速度の変動幅が大きいことには留意が必要。（藤井構成員）
- **地理的識別性をもつ0ABJ番号へのニーズはいまだに残っているため、ユニバーサルサービスとして提供が確保されることが必要**。（長田構成員、藤井構成員）
- **モバイルは、MNO 4社による競争を通じて自主的に面的カバーが拡大されており、最近ではインフラシェアリングでも積極的に協調路線をとっている**。これを踏まえると、仮に**モバイルをユニバーサルサービスの対象としても、補填の対象がゼロになる可能性が高く、移動範囲・個人利用を交付金制度により保障する必要性は現時点で見出されない**。（関口構成員）
- **モバイルの利用を全国で保障する場合の赤字額は、エリア外人口の解消のための赤字とのことだが、その一部又は全部をユニバーサルサービス制度の国民負担とすることが適切かどうかは慎重に検討する必要がある**。モバイルのエリア外人口解消は**電波法に基づく開設計画やインフラシェアリングなどを通じて進められる仕組み**が講じられてきており、**国民負担を求める前にまずは他の政策手段を検討すべき**。（林構成員）〔再掲〕
- **モバイル事業者が大幅な黒字である中、モバイルをユニバーサルサービスとすることで国民負担が発生することに理解は得られない**。（長田構成員）〔再掲〕
- **固定電話等は、一台で家族全員が共用できるが、モバイルサービスの場合は、個人個人の端末保有を前提とするため、家族全体としての負担増は免れない**。また、**モバイルサービスは面的カバーを目的としているため固定地点での利用を保障するものではない**という意見も検討する必要がある。（関口構成員）
- **緊急通報や災害時の利用も多いモバイルが国民生活に不可欠であるのは明らか**。単身世帯をはじめ固定電話を保有しない人が増えているので、できるだけ早く**モバイルをユニバーサルサービスに位置付けるべき**。NTT試算によれば、そうすることで全体的なコストや国民負担を下げることもできる。（砂田構成員）
- **現在の制度では、国民生活に不可欠な電話は固定電話と公衆電話等で、携帯電話やスマホは含まれていない**。これに**多くの国民は疑問を感じる**だろう。ユニバーサルサービスを、**既存制度の方から考えるのではなく、利用者・国民の方から考えて制度を大きく見直すべき**。（砂田構成員）

【事業者等からの主な意見】

- ユニバーサルサービスの対象役務は国民生活に不可欠な役務であり、固定地点（世帯）における最低限の通信手段（ナショナル・ミニマム）を確保するものである。そして、この考え方は日本を含め主要国の殆どで採用されているものである。（KDDI）
- モバイルをユニバーサルサービスに位置付けることは、競争による促進を超えた面的エリアカバーの拡大やモビリティの確保を政策目標とし、制度を拡大することとなるが、指定に伴う政策的なメリットがなく、競争促進の支障やであり、国民の負担増大にもつながり、適切ではない。（ソフトバンク、楽天モバイル）
- モバイルについては、企業間の競争・協調によりMNO 4社はサービスエリア等の充実・強化を図っており、品質保証や面的なエリアカバーをさらに拡大する義務を負わせることは、国民負担の増加につながる恐れがある。（楽天モバイル）〔再掲〕
- モバイルサービスのエリア拡大は電波法上の規律で担保されており、未提供エリアも電波法上の規律によってMNOが取り組んでいくべき。ユニバーサルサービス制度によるエリアカバー責務は二重規制となるおそれ。（楽天モバイル）〔再掲〕
- モバイル事業者は義務を全く負っていないわけではなく、周波数の割当てに伴う開設計画で一定のエリア整備の義務があり、次の周波数割当てや再割当ての可能性、競争上のエリア維持の必要性を考慮すれば、基本的にエリア維持のインセンティブを持っていると考えられる。（ソフトバンク）〔再掲〕
- モバイルをユニバーサルサービスに位置付けることについては、「誰一人取り残されない」ことを謳うデジタル田園都市国家構想も踏まえると、競争だけではカバーエリアの拡大が十分に進まない一部のルーラルエリアに対して利用を保障する必要性が生じれば検討するべきである。（テレコムサービス協会）〔再掲〕
- （宅内でモバイルの利用ができない場合の改善策として提示したもののうち、）フェムトセルは光回線がなければ利用できないが、レピータは受信したい建物の外まで電波が届いていれば外付けのアンテナ等の利用により宅内の電波環境を相応に改善できる。（NTT（NTTドコモ））
- モバイルは電波の特性上、ユニバーサルサービスとして提供するには通信品質に不安定性があるなど、多くの課題が存在。具体的には、利用者数・通信量・時間帯・天候等に応じて、実効速度が大きく変動することや、レピータを用いても電波状況の改善が十分に見込めないなど、技術面の課題がある。（KDDI）
- ユニバーサルサービスの効率的な提供のための無線活用は否定しないが、面的カバー拡大による利便性確保を主とするモバイルサービスの設計上、実効速度の確保以前に、固定拠点を漏れなくカバーすることが困難。（ソフトバンク）
- モバイルはその特性から、固定地点での世帯利用（法人利用を含む）における電話/ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の常時、あまねく全国での安定的な提供保証が技術的に難しく、代替にはなり得ない。（楽天モバイル）
- 電話のユニバーサルサービスの検討に当たっては世帯利用を前提として、電話料金・端末価格等の負担について、利用者目線で考慮すべき。（KDDI）
- 利用者目線で考えれば、今後のユニバーサルサービスは、モバイルを軸とした体系に見直すべき。（NTT）
- 今後のユニバーサルサービス制度については、モバイルを軸としたものに変更することで、全国の居住エリア（屋外）で利用が保障され、メッセージサービス（LINE、+メッセージ等）も利用可能となる。電話については、モバイルを位置付けることにより、光回線のみで提供する場合に比べてコスト削減が可能なことや、固定地点利用（屋内）の保障から追加コストなく居住エリア（屋外）の保障が可能であることを踏まえ、利用者の利便性向上・国民負担の観点からも「居住エリア（屋外）を含めたモバイル」をユニバーサルサービスの対象とすべき。（NTT）

【事業者等からの主な意見（続き）】

- **緊急通報に占めるモバイル比率が年々高まっており（110番は約 8 割、119番も過半がモバイルからの発信）、屋外の事故で緊急通報発信するケース等、屋外からの緊急通報も重要なライフラインであることも踏まえれば、少なくとも居住エリアについては、屋外を含めたモバイルをユニバーサルサービスの対象として保障することが必要。**（NTT）
- **モバイルの通信品質については、ベストエフォート方式のモバイルにおいても電波品質が良好であれば、メールやチャット、動画視聴等の利用は十分に可能である。また、ユーザ数が非常に少ないルーラルエリアの基地局は、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）と同等の品質で利用可能と想定。**（NTT）

論点の一覧① 【論点2-1】電話のユニバーサルサービスに位置付ける役務

(固定電話の効率的な提供の確保)

- ① 現在、電話のユニバーサルサービスには、**固定電話単体サービスの保障を前提として、メタル固定電話を中心に**、モバイル網を活用した**ワイヤレス固定電話等が代替的に位置付け**られている。固定電話は、光IP電話への移行等に伴い、将来的には、ブロードバンドのオプションで提供される光IP電話が中心になると見込まれるが、**当面は**、相当数残存するメタル固定電話利用者（2030年で約730万）のために、**メタル回線設備の全国的な維持が必要**となり、**NTTの赤字額の更なる拡大が想定**される。このような状況を想定すると、固定電話については、当面は、引き続き固定電話単体サービスの保障を前提としつつ、**効率性や技術中立性の確保に加え、残存利用者の移行先の選択肢を拡大しメタル回線設備の縮退を促進**する観点から、**モバイル網の活用を更に進めることが必要ではないか。**

(モバイル網の更なる活用① – NTTによるワイヤレス固定電話の提供拡大)

- ② NTTには、自己設備設置要件が課されているため、他者設備であるモバイル網を活用したワイヤレス固定電話は、**現在、不採算地域等に限定**して認められているところ、**構成員から、提供地域を拡大すべきとの意見**が多数示されたこと等を踏まえ、**NTTのワイヤレス固定電話の提供地域の拡大についてどう考えるか。**この際、現行のワイヤレス固定電話の品質要件の在り方について、その一部（例：緊急通報時の番号表示を0ABJ番号に変換する機能、FAXの安定利用の付加等）を**緩和することを含めてどう考えるか。**

(モバイル網の更なる活用② – モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加)

- ③ **モバイル網固定電話は**、同じくモバイル網を活用した固定電話であるワイヤレス固定電話に比べると、**品質面で違い**（緊急通報時の番号表示が0A0番号、FAXの安定利用が不可等）があるところ、**構成員は**、電話のユニバーサルサービス提供に係る**コスト削減のために技術要件を緩和してユニバーサルサービスに追加すべきとの意見**、技術基準を緩和する場合はワイヤレス固定電話とモバイル網固定電話の関係を整理すべきとの意見等であることや、**緊急通報の課題に関する緊急通報受理機関の意向**を踏まえ、モバイル網固定電話を**ユニバーサルサービスに位置付けることについて、品質や緊急通報の取扱い等を含め、どう考えるか。**

論点の一覧② 【論点2-2】メタル回線設備の円滑な縮退

(メタル回線設備の移行計画)

- ① **メタル回線設備**については、2035年頃の縮退に向けて、メタル固定電話の**既存利用者の代替サービスへの円滑な移行が必要**となるところ、**構成員**からは、固定電話の利用者を移行できるかは未知数であり、**NTTにおいて具体的な移行計画を早急に策定し、総務省**においてPSTN（回線交換網）のIP網への移行の場合と同様に**検証する仕組みが必要**との意見、**NTT**からも、過度の負担とならないようにした上で、**移行計画を策定しモニタリングを進めることが必要**との意見があったこと等を踏まえ、**NTTは、メタル回線設備について、具体的な移行計画を早急に策定し、総務省でその進捗を検証**すること等が必要と考えられるが、どうか。

(メタル回線設備の縮退を見据えた公衆電話の扱い)

- ② **ユニバーサルサービス**の対象である**第一種公衆電話**（市街地：概ね1km四方、それ以外：概ね2km四方に設置）は、**メタル回線設備により提供**されており、利用の減少等に伴い、**2031年頃までに3万台**（2022年約9.6万台）に**削減**される予定である。**携帯電話**は、公衆電話の代替サービスと考え得るが、**災害時の停波リスク、未保有者が一定数存在する等**の課題があるとの意見を踏まえ、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段として、**第一種公衆電話は、当面、ユニバーサルサービスとすることについてどう考えるか**。ただし、公衆電話の収支の大幅な悪化や、光回線による公衆電話の提供には追加コストを要すること等を踏まえると、**メタル回線設備の縮退を見据えた災害時の通信手段の確保の在り方について、災害時用の特設公衆電話の在り方を含め、検討が必要**と考えられるが、どうか。

論点の一覧③ 【論点2-3】ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役割

(モバイル網の活用ーワイヤレス固定ブロードバンド)

- ① 現在、ブロードバンドのユニバーサルサービスには、FTTH、CATV（HFC方式）とワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）が位置付けられているが、電話と異なり、**モバイル網を活用したサービスはユニバーサルサービスに位置付けられていない**。今後、光ファイバの世帯カバー率は99.9%を実現するとともに、残り0.1%の世帯は、光ファイバと無線を組み合わせることで効率的な整備・維持が必要と考える場合、その実現に向けてモバイル網の更なる活用を図ることが必要となる。

モバイル網を活用した**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**は、FTTHよりも低廉な料金でFTTHと同様にデータ通信容量が原則無制限で利用できるが、**時間と場所により通信の品質が安定しない**場合があるところ、構成員等は、**ユニバーサルサービスに追加する方向で良いが、品質面で利用者に不利益が生じないように混雑がないエリアに限るべき**との意見や**不採算地域の効率化の観点で光ファイバの補完的手段としての活用**の検討が望ましい等の意見であることを踏まえ、**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、未整備地域や不採算地域に限って、ユニバーサルサービスに位置付けることについてどう考えるか。**

(非地上系ネットワーク (NTN))

- ② **非地上系ネットワーク (NTN)** のうち、**衛星ブロードバンド**については、構成員等から、**工事現場や居住エリア外などでのサービスの選択肢としては考えられる**との意見がある一方、**海外の事業者に依存**すること、空の見え方や同時接続利用者数により**通信速度が変動**するとともに、利用者数が更に増えた場合に**通信速度が未知数**であること、また、**HAPSによる通信サービス**は、NTTドコモが2026年に、ソフトバンクが2027年に商用化することを目指しているが、**現時点でサービスが未提供**であること等を踏まえ、現時点でこれらを**ユニバーサルサービスに位置付けるのは時期尚早**等の意見が示されているところ、**今後のNTNの技術革新の動向等を踏まえ、その位置付けについてどう考えるか。**

論点

(固定電話の効率的な提供の確保)

- ① 現在、電話のユニバーサルサービスには、**固定電話単体サービスの保障を前提として、メタル固定電話を中心に**、モバイル網を活用した**ワイヤレス固定電話等が代替的に位置付け**られている。固定電話は、光IP電話への移行等に伴い、将来的には、ブロードバンドのオプションで提供される光IP電話が中心になると見込まれるが、**当面は**、相当数残存するメタル固定電話利用者（2030年で約730万）のために、**メタル回線設備の全国的な維持が必要**となり、**NTTの赤字額の更なる拡大が想定**される。このような状況を想定すると、固定電話については、当面は、引き続き固定電話単体サービスの保障を前提としつつ、**効率性や技術中立性の確保に加え、残存利用者の移行先の選択肢を拡大しメタル回線設備の縮退を促進**する観点から、**モバイル網の活用を更に進めることが必要ではないか。**

【構成員からの主な意見】

- 電話のユニバーサルサービスの効率的な維持のため、**ユニバーサルサービスにモバイル網固定電話を位置付ける**べき。（岡田構成員、砂田構成員）
- **モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付ける**ならば、**安定品質を加入電話と同等にする必要がある**。（藤井構成員）
- メタル固定電話の代替サービスの選択肢を確保するため、**ワイヤレス固定電話にかかる緊急通報等の基準の見直しを早期に行う**べき。（岡田構成員）
- **NTN（衛星通信）**については、空がある程度見える場所であれば圏外にならないが、**現在は電話サービスを実施しておらず、緊急通報の利用ができない**点や、現時点では**海外事業者によるサービス**であることなどの課題がある。（藤井構成員）
- **地理的識別性をもつ0ABJ番号へのニーズはいまだに残っている**ため、ユニバーサルサービスとして提供が確保されることが必要。（長田構成員、藤井構成員） [再掲]

【事業者等からの主な意見】

- **当社試算によれば**、電話について、**2035年頃を見込むメタル回線の縮退後**において、①**全てを光回線電話で代替**する場合は**▲770億円/年の赤字**が発生するが、②**ワイヤレス固定電話（全国適用）**や**モバイル網固定電話を導入**した場合は**▲320億円/年に赤字額が減少**する。③**モバイル網固定電話もしくは光回線電話のいずれかを全国で保障**とした場合の赤字額は**▲30億円/年**、④**モバイル網固定電話を全国で保障**した場合（ビル陰等の不感地域はNTT東西が光回線電話を提供）の赤字額は**▲60億円/年とさらに減少**する。また「②**ワイヤレス固定電話（全国適用）**や**モバイル網固定電話を導入**した場合」と「④**モバイル網固定電話を全国で保障**した場合」は、**追加コストなく居住エリアの屋外でも0A0番号が使える環境を保障することが可能になる**。（NTT）
- 「あまねく提供責務」から「最終保障提供責務」への移行を検討する場合には、**安心系サービスの代替策に係る丁寧な説明・手段の明示による利用者の十分な理解**や**緊急通報受理機関との機能の扱いに係る調整完了**が前提条件。（KDDI）

【事業者等からの主な意見（続き）】

- NTT東西のワイヤレス固定電話に求められる技術水準がモバイル網固定電話と同水準に下がれば、現在のワイヤレス固定電話を提供するよりも提供コストは下がるが、既にビジネスベースでMNOにより提供されているものをNTT東西のサービスとして作り直すと、開発をし直すことになるため、MNOと同じ水準で提供するのは困難。また、提供するサービスがモバイル網固定電話と同じなのであれば、MNOがモバイル網固定電話として提供する方が最も簡便であり、低コストで済む方法と考える。（NTT）
- 光回線電話の収支構造は赤字とされている上、同等の料金水準での競争事業者の提供は困難であり、競争事業者が競争可能な接続・卸メニューが設定されないのであれば、提供エリアの限定が必要。（ソフトバンク）
- 「あまねく提供責務」から「最終保障提供責務」への移行を検討する場合には、安心系サービスの代替策に係る丁寧な説明・手段の明示による利用者の十分な理解や緊急通報受理機関との機能の扱いに係る調整完了が前提条件。（KDDI）〔再掲〕

論点

(モバイル網の更なる活用① – NTTによるワイヤレス固定電話の提供拡大)

- ② NTTには、自己設備設置要件が課されているため、他者設備であるモバイル網を活用したワイヤレス固定電話は、**現在、不採算地域等に限定して認められているところ、構成員から、提供地域を拡大すべきとの意見が多数示されたこと等を踏まえ、NTTのワイヤレス固定電話の提供地域の拡大についてどう考えるか。**この際、現行のワイヤレス固定電話の品質要件の在り方について、その一部（例：緊急通報時の番号表示を0ABJ番号に変換する機能、FAXの安定利用の付加等）**を含めてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- メタル回線が2035年頃に維持限界を迎えることを踏まえれば、**ワイヤレス固定電話の活用は避けられないが、利用者を増やすことでコスト低減を図るためにも提供先を不採算地域等に限定する制約は見直すべき。**（岡田構成員）
- あまねく提供責務の維持と技術中立性の追求は矛盾するものではなく、**ワイヤレス固定電話の提供エリアの制限は、サステナブルな制度を目指す観点からも緩和すべき。**（林構成員）
- **ワイヤレス固定電話の提供エリアの拡大はメタル回線縮退の促進に貢献するので、交付金の縮小にもつながっていきやすい。**（関口構成員）
- 試算のパターン②の**赤字額270億円**には、NTT東西のワイヤレス固定電話に必要とされる**FAXや緊急通報時の番号表示の機能のための費用が含まれているが、FAXにこれだけのコストをかけるのは過剰。**（岡田構成員）
- ワイヤレス固定電話とワイヤレス固定方式の**コスト格差が非常に大きいのであれば、緊急通報における0ABJ番号通知が真に必要なのか、モバイルのGPS場所特定機能がどの程度活用されているのか受理機関に確認すべきではないか。**（砂田構成員）
- メタル固定電話の代替サービスの選択肢を確保するため、**ワイヤレス固定電話に係る緊急通報等の基準の見直しを早期に行うべき。**（岡田構成員）

【事業者等からの主な意見】

- NTT東西は、「従来の固定電話の形態で利用したい」というニーズにお応えし、メタル縮退後も引き続き、**ワイヤレス固定電話等の全国提供により、電話の最終保障提供責務を担っていく。**（NTT）
- **最終的には、メタルの撤退は必要であり、モバイルを持ちたがらない高齢者等にも時間をかけて理解いただく必要があります、ワイヤレス固定電話等により従来の電話機に繋いで利用してもらうことでご理解いただきたいと考えている。**（NTT）
- ワイヤレス固定電話については、2024年4月のサービス提供開始以降の**利用者の状況も踏まえ、最大60万回線とする提供可能範囲の緩和方策の検討も考えられる。**（KDDI）
- **NTT東西がワイヤレス固定電話を提供する場合、協力することに問題はないが、コストミニマムな手法である必要がある。**（KDDI）
- ワイヤレス固定電話について、**固定電話の効率的な提供のため、提供要件（①電話の提供が極めて不経済な場合、②災害時などに応急的通信確保の場合）の緩和はあり得るが、自己設備設置義務の趣旨を踏まえ、引き続き例外としての位置付けが適当。**（ソフトバンク）

論点

(モバイル網の更なる活用② – モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加)

- ③ **モバイル網固定電話は**、同じくモバイル網を活用した固定電話であるワイヤレス固定電話に比べると、**品質面で違い**（緊急通報時の番号表示が0A0番号、FAXの安定利用が不可等）があるところ、**構成員は**、電話のユニバーサルサービス提供に係る**コスト削減のために技術要件を緩和してユニバーサルサービスに追加すべき**との意見、技術基準を緩和する場合はワイヤレス固定電話とモバイル網固定電話の関係を整理すべきとの意見等であることや、**緊急通報の課題に関する緊急通報受理機関の意向**を踏まえ、モバイル網固定電話を**ユニバーサルサービスに位置付けることについて、品質や緊急通報の取扱い等を含め、どう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- ユニバーサルサービス制度全体の**コストを低減**するために、ユニバーサルサービスの**技術要件を引下げ**、**モバイル網固定電話を認めるべき**。（関口構成員）
- 電話のユニバーサルサービスの**効率的な維持**のため、**ユニバーサルサービスにモバイル網固定電話を位置付けるべき**。（岡田構成員、砂田構成員）〔再掲〕
- **モバイルの活用は推進すべき**であり、**モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるべき**。（砂田構成員）
- NTTのコスト試算で示されたワイヤレス固定方式（**モバイル網固定電話**）で**全国をカバー**する場合は、0ABJの固定電話を維持しつつ、コストも相当低く抑えられているので、**経済的なメリットが非常に大きい**。（砂田構成員）
- 緊急通報の機能は、本来、**ユニバーサルサービスか否か関係なく**、社会的な要請を踏まえて**MNOが具備を進めていくべき**。ユニバーサルサービスの要件に緊急通報の機能を含めることで、モバイル網固定電話を位置付けるか否かが左右されるのは本末転倒。（岡田構成員）
- **モバイル網固定電話は緊急通報の際に0A0番号が通知**。その点について**緊急通報受理機関の意見も聞いた方が良い**。（相田主査代理）
- 緊急通報の品質が良いという理由で固定電話を使う人が今後増えるとは思われないので、モバイルの機能強化が重要な課題となる。スマホはOSが二つでかなり標準化されているものの、モバイル固定電話は各社による違いが大きいかもしれない。いずれにしても、**モバイルにおける緊急通報の機能強化は、事業者間の競争領域ではなく協調領域と位置付けて**、開発を分担して相互利用するなど、**各社の協力的な取組ができればいい**。（砂田構成員）
- 緊急通報受理機関への住所通知機能等の実装の見込みが分からない中で**ユニバーサルサービスに位置付けることは慎重に検討すべき**。（若林構成員）
- 円滑なメタル縮退をコスト効率的に促進するため、モバイル網固定電話は有力な移行先ではあるが、ユニバーサルサービスは誰もが同等の条件で利用できる公平性を確保することも必要であるため、**理念としては加入電話に近い緊急通報や品質が提供されるべき**。コスト効率は重要だが、これまで示されたのはNTTのコスト試算だけであり、それだけでコスト効率性を判断することには慎重になるべき。（林構成員）
- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるならば、**安定品質を加入電話と同等にする必要がある**。（藤井構成員）
- NTT東西のワイヤレス固定電話で**FAXと緊急通報時の0ABJ番号の表示等が必須ではないとするなら**、モバイル網固定電話とNTT東西のワイヤレス固定電話の**関係の整理が必要**。（林構成員）
- **モバイル網固定電話**について、接続品質、通話品質、安定品質がある中で、**時間や場所によって、特に安定品質に問題が生じうると考えられ、結局は光回線電話も提供できるようにしておかないといけないことを考えると、ランニングコストに差がなくなるのではないか**。（相田主査代理）

【事業者等からの主な意見】

- ユニバーサルサービス制度の在り方を検討するに当たっては、事業者目線による事業収支の観点のみならず、利用者目線での負担や利便性などを含めた多角的な検討が不可欠。(KDDI)
- モバイル網固定電話には、緊急通報の機能に制約があることに留意が必要。(KDDI)
- 今後メタルから光にニーズが移り、メタルの呼び返し機能を持った端末からの緊急通報発信は減っていくと思うが、その移行を見ながら、緊急通報受理機関でこういった機能無しでやっていけるのが確認取れば、無しもあり得るが、すぐにいらないとはならないのではないかと思う。(KDDI)
- BB重畳の光IP電話の方がモバイル網固定電話より加入電話に近い仕様であるため、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに組み込む前に、BB重畳の光IP電話を含めるべき。(ソフトバンク)
- モバイル網固定電話は、品質・緊急通報の機能等で加入電話と比して差異があり、基礎的電気通信役務に含めるか否かは、基本的な3要件に照らした検討が必要。(ソフトバンク)
- 仮にモバイル網固定電話を基礎的電気通信役務に追加する場合には、第一号基礎的電気通信役務と同等の規律を課すと、約款外での提供が禁止になることで、キャンペーンの事前届出が必要になるなど、柔軟なサービス提供ができなくなるため、既に競争市場にて提供されていることを踏まえ第二号基礎的電気通信役務に近い規律とすることが適当。なお、同様サービス仕様にも影響を与えないことが必須。(ソフトバンク)
- コストミナムなユニバーサルサービスを実現する上では、モバイル網固定電話も対象となるよう、品質基準等の緩和検討が必要。(NTT)
- 緊急通報は人命に関わる部分もあり、これまでも改善に取り組んでおり、呼び返しに関する機能は実装の方針を固め具備を進めているところ。今後、ドコモにおいて、ご懸念を解消するために取りうる手段について、受理機関の皆様とも具体的な方法を協議させていただきたい。(NTT)
- 携帯電話の緊急通報機能は、社会的な要請に基づき充実させてきており、技術面、実装に係るコストや運用面も踏まえて現行の仕様に落ち着いている。充実させていくに越したことはないが、災害時ローミングや携帯電話の位置情報の提供等についての取組が進められる中で、今後更に機能向上を図ることについては慎重な検討が必要。(ソフトバンク)

論点

(メタル回線設備の移行計画)

- ① **メタル回線設備**については、2035年頃の縮退に向けて、メタル固定電話の**既存利用者の代替サービスへの円滑な移行が必要**となるところ、**構成員**からは、固定電話の利用者を移行できるかは未知数であり、**NTTにおいて具体的な移行計画を早急に策定し、総務省においてPSTN（回線交換網）のIP網への移行の場合と同様に検証する仕組みが必要**との意見、**NTT**からも、過度の負担とならないようにした上で、**移行計画を策定しモニタリングを進めることが必要**との意見があったこと等を踏まえ、**NTTは、メタル回線設備について、具体的な移行計画を早急に策定し、総務省でその進捗を検証**すること等が必要と考えられるが、どうか。

【構成員からの主な意見】

- 2035年に想定される500万人の**固定電話の利用者を移行できるかは未知数**であり、**NTTにおいて具体的な移行計画を早急に策定し、総務省においてマイグレ委員会（電話網移行円滑化委員会）のように進捗を検証する仕組みが必要**。（林構成員、関口構成員）〔再掲〕
- モバイル網固定電話の現状の契約数に鑑みて、**2035年頃までに500万人が代替サービスに移行するのは困難**であり、**計画に無理**がある（関口構成員）
- 固定電話ユーザの**移行先の一つとして**、NTT東西が提供する**ワイヤレス固定電話を勧めれば移行がスムーズ**になると考えられる。また、**モバイル網固定電話への移行に当たっては、詐欺の発生も懸念**されるため、よく検討する必要がある。（藤井構成員）
- メタル縮退の動きの中で、ユーザがサービスを選ぶ自由に配慮すべき。モバイル網固定電話があるからといって既存サービスが使えないことを簡単に理解できるわけでもないので、**まずはメタル縮退を広く発信し、代替サービスを示し、ユーザ側で選択していくという形にすべき**。（長田構成員）
- メタル固定電話から別サービスに移行する**利用者の受入れ先がMNOのサービスのみ**であると、引越しによっても電波状況も変わり、適切なサービスを選ぶため**ユーザ自身での確認や手続が必要**なので、**NTT東西がNTT東西のブランド名においてモバイル網固定電話を提供することも一案**。（相田主査代理）
- メタル固定電話からの**移行が虫食い状に進むか、エリア単位で移行していくかでメタル設備の残り方が異なり、赤字額も大きく変動**しうる。（岡田構成員）
- NTTは、**2030年前後から、エリア単位での面的な移行を進めると説明**しているが、移行先のサービスをあまり知らない人に対して**単に勧奨するだけで移行は進まず、個別の家庭への説明等も必要**になり、それには**コストもかかる**。（藤井構成員）〔再掲〕
- **PSTNマイグレーションの際にも様々な障害により、予定通りに進まないケース**があった。移行に対応する利用者側のコスト、説得等のためのコスト、進捗確認等にかかる行政コストなど、**数値化は難しいが、提供側のコスト以外も考慮に入れるべき**。（若林構成員）〔再掲〕
- NTTは先に行き着く先を決めてから移行のことを考えると言っているように聞こえたが、そういう検討をしつつ行き着く先を考えていくのが合理的。色々なケースがあり、**どういったケースがあるかを掘り起こして、全体的な移行をどういうところに落ち着かせていくべきか検討する必要**がある。（相田主査代理）〔再掲〕
- **時間をかけて検討すべきという意見に賛成**。電話網の移行でも、話し合っていく中で様々な課題が出てきて解決策も出てきた経緯があり、同様に議論をしていく間に、利用者に対しては**今後起こることについて情報提供を行う時間ができ、利用者も適切な移行先のサービスを考えることができる**。（長田構成員）

【論点2-2】メタル回線設備の円滑な縮退

【構成員からの主な意見（続き）】

- 銅の売却益は、NTTの**今後の移行計画にどう組み込むか**が重要。NTTにおいて**しっかり売却益の見積もりを移行計画の中で示し、相当程度見込まれるのであれば、メタルの事業収支に反映させて利用者にも適宜開示する必要**がある。（林構成員）
- 既に500kmのメタル売却実績があるので、総務省には、撤去と売却に係る**経緯のNTT説明や、今後の撤去計画に関する討論の場**を設けてほしい。英国では1兆円を超えとも見込まれており、どのような会計処理が望ましいかについても、**関係事業者も納得できる方向で議論を進めたい**。（関口構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 移行ペースについて、お客様の反動によっては、思い通りにいかないところがあり得るため、**計画策定し、モニタリングをして進めていくことは必要**。ただしユーザは減っていくサービスのため、**モニタリングや移行計画の提出は、過度な負担にならない範囲とするよう工夫**いただきたい。（NTT）〔再掲〕
- 2035年頃を目途としているメタル設備の縮退を進めるに当たっては、加入電話を利用中の者に不便をかけないよう、**移転等の申込を契機とした移行勧奨から、段階的にエリア単位での移行を実施することを検討**しているが、円滑かつ効率的にサービス移行を実施するためには、**代替サービスの早期確定が必要**。（NTT）
- メタル回線設備は、2035年頃を目途に段階的に縮小していかざるを得ないと考えるが、仮に、NTT東西の**メタル固定電話についてユニバーサルサービス責務が外れた場合も**、当該サービスを**即座に終了**することはなく、**2035年頃のメタル設備の縮退タイミングに合わせてサービス終了**していくことになる。（NTT）
- NTT東西のメタル設備を用いた固定電話のサービス終了に向けては、利用者の混乱を招かないよう、**十分な周知期間を確保して移行先サービスを案内**する等、**必要な対応を実施**していく考え。具体的な方法や内容については、利用者や関係者の方々等の意見も伺いながら、今後検討していく予定。（NTT）
- **面的な移行**については、**代替サービスを丁寧に説明できる体制**が必要。NTT東西は**全国に営業体制を備えており、その体制を活用して周知**を行い、**代替サービスに関する説明**をきちんと行った上で、**移行を完了**させていきたい。（NTT）〔再掲〕
- **固定ブロードバンドのニーズがある場合**は、引き続き、固定ブロードバンドの付加サービスとしてのひかり電話へ移行することも可能。（NTT）
- メタル回線設備の縮退及び光回線等への移行については、その切替規模が大きいことが想定されるため、**回線移行に関するユーザ周知、必要なシステムや設備等の構築のために卸・接続事業者に対し縮退エリアや接続料等の変動見込みなどの十分前もっての開示が必要**。加えて、縮退に伴う対応について**外部モニタリングを行うことで実効性を担保することが必要**。（ソフトバンク）
- メタル回線の縮退は、**利用者の負担増にならない配慮が必要**で、**時期・移行方法等の計画は十分な時間的余裕を持って検討・開示**されるべき。（JAIPA）
- **メタル設備の縮退とブロードバンドの整備を一体として進める**べく、国による**適切な制度を整備、時間軸を含めた計画を策定し、その進捗を適切に把握・統制**していく仕組みが必要。（JAIPA）〔再掲〕
- メタルから光ファイバへの移行を丁寧に**行うべく、NTTにメタル縮退計画の詳細開示を求めた上で制度見直し**を図るべき。（ソフトバンク）
- **今後光回線電話が無条件に拡大提供された場合、他事業者はダークファイバを利用して音声単体サービスを同料金で提供できないこと、光回線電話に移行するとメタル回線上で提供される「通話サービス卸（旧マイライン）」が提供できず競争事業者はタッチポイントを失う構造**にあることから、他事業者は一層競争が困難になるため、**メタル縮退のグランドデザインとともに、政策的な検討が必要**。（ソフトバンク）
- 欧州電子通信規制機関（BEREC）の見解によれば、SMP（significant market power）事業者は**メタル等を売却して収益を生み出すことが可能**であり、我が国でも国民資産である**メタルの売却利益額を明らかにした上で、ユニバーサルサービスや光ファイバに活用すべき**。（KDDI）

【事業者等からの主な意見（続き）】

- NTTはメタルケーブルの一部を既に売却しており、メタル縮退に伴い発生するメタルケーブル等の**資産売却益の取扱ルール**（接続会計上の扱い、接続料への反映や交付金への反映等）の**明確化**が必要。（ソフトバンク）
- **デジタル田園都市国家インフラ整備計画などを踏まえれば、電話のユニバーサルサービスはブロードバンドと共に提供する重畳型光IP電話の利用促進が主**となる。固定ブロードバンドの付加サービスとしての保障や**単体利用ニーズへの対応役務の課題・制約を踏まえて、検討・制度設計をすべき**。（ソフトバンク）
- **円滑な移行を管理する委員会を設置し、移行状況等を都度モニタリング**することで、**適切なタイミングで移行促進のための必要な手当て等を検討する体制の確保が重要**。（楽天モバイル）
- 電話ニーズの多くはメタルから光（約4,500万）に移行。約**1,500万**残る加入電話も**基本的には光へ移行することがデジタル田園都市国家構想に合致**。（KDDI）
- **メタル回線を活用して端末との組み合わせにより提供されている緊急通報システムやあんしん電話等の「安心系サービス」（答申では「付随サービス」）の代替策を講じることがワイヤレス固定電話導入時の答申で示されていたが、NTTは講じた内容を利用者に明示すべき**。（KDDI）
- PSTNマイグレーションの際に緊急通報受理機関から回線保留や呼び返しに準ずる機能実装の要請があり、**人命に関わる課題として、同機能の扱いについては警察・全国の消防本部等の正式見解が必要**。（KDDI）
- **2035年に向けた見直しという時間軸ではなく、メタル設備も、例えば都市部から段階的に巻き取ることも考えられるため、なるべく早く議論を進めていくことが望ましい**。（NTT）
- 当社が第6回会合で提案した**各パターンのいずれにおいても0ABJ番号での固定電話の利用は可能**であり、メタル設備を用いた固定電話をご利用のお客様に対して、**順次、代替サービスへの移行勧奨を実施していく**。（NTT）
- メタル縮退の過程における収支については、現在の加入電話はユーザが減っていくに従い赤字額が拡大していくが、**早い段階から加入電話を採算性に優れた代替サービスへ移行していくことで、収支改善が図られ、赤字額が減少することが期待される**。（NTT）

論点

(メタル回線設備の縮退を見据えた公衆電話の扱い)

- ② ユニバーサルサービスの対象である**第一種公衆電話**（市街地：概ね1 km四方、それ以外：概ね2 km四方に設置）は、**メタル回線設備により提供**されており、利用の減少等に伴い、**2031年頃までに3万台**（2022年約9.6万台）に削減される予定である。**携帯電話は、公衆電話の代替サービスと**考え得るが、**災害時の停波リスク、未保有者が一定数存在する等**の課題があるとの意見を踏まえ、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段として、**第一種公衆電話は、当面、ユニバーサルサービスとすることについてどう考えるか**。ただし、公衆電話の収支の大幅な悪化や、光回線による公衆電話の提供には追加コストを要すること等を踏まえると、**メタル回線設備の縮退を見据えた災害時の通信手段の確保の在り方について、災害時用の特設公衆電話の在り方を含め、検討が必要と考えられるが、どうか**。

【構成員からの主な意見】

- 削減の計画のある**公衆電話も一気に無くすことはできず、維持に係るコストの一部は交付金の対象とすることが必要**。（関口構成員）
- NTTは行き着く先を決めてから移行のことを考えるように聞こえたが、そういう検討をしつつ行き着く先を考えるのが合理的。**公衆電話や光が引き込みにくい集合住宅、電話のみ引いている介護施設など、色々なケースを掘り起こし、全体的な移行をどう落ち着かせていくべきか検討すべき**。（相田主査代理）

【事業者等からの主な意見】

- 第一種公衆電話は**2031年度までに3万台まで削減**していくが、**災害時用公衆電話は、災害時における通信手段確保のために、今後も維持・提供**していく考え。（NTT）
- **公衆電話をコスト**（光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト）**をかけて維持していくべきか等、慎重に検討**していくことが必要。（NTT）
- 公衆電話について、**一定数の携帯電話非所有者が存在していること、公衆電話の公益性の高さに変わりはないことから、今後もユニバーサルサービスとして位置付け、交付金制度を通じて維持**すべき。（KDDI）
- **災害時、非常時のインフラとしての公衆電話の役割は依然大きく、当面はユニバーサルサービスとして維持**するべき。（JAIPA）
- **戸外における最低限の通信手段として第一種公衆電話は必要だが、災害時の通信手段の確保のため、特設公衆電話の普及を進めることが必要**。（KDDI）
- 公衆電話の代替について検討する際は、単純に携帯電話が広く普及していることをもって、公衆電話の代替が務まるものとするのではなく、**携帯電話の未保有者や災害時の通信手段としての公衆電話の役割・機能を踏まえ、戸外における最低限の通信手段として期待すべき役割・機能を整理の上、在り方を検討**すべき。（ソフトバンク）

論点

(モバイル網の活用ーワイヤレス固定ブロードバンド)

- ① 現在、ブロードバンドのユニバーサルサービスには、FTTH、CATV（HFC方式）とワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）が位置付けられているが、電話と異なり、**モバイル網を活用したサービスはユニバーサルサービスに位置付けられていない**。今後、光ファイバの世帯カバー率は99.9%を実現するとともに、残り0.1%の世帯は、光ファイバと無線を組み合わせることで効率的な整備・維持が必要と考える場合、その実現に向けてモバイル網の更なる活用を図ることが必要となる。

モバイル網を活用した**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**は、FTTHよりも低廉な料金でFTTHと同様にデータ通信容量が原則無制限で利用できるが、**時間と場所により通信の品質が安定しない**場合があるところ、構成員等は、**ユニバーサルサービスに追加する方向で良いが、品質面で利用者に不利益が生じないように混雑がないエリアに限るべき**との意見や**不採算地域の効率化の観点で光ファイバの補完的手段としての活用**の検討が望ましい等の意見であることを踏まえ、**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、未整備地域や不採算地域に限って、ユニバーサルサービスに位置付けることについてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- 基本的に**ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型はユニバーサルサービスの範囲とする方向で良い**と思うが、品質面の観点で利用者に不利益が生じないように、**混雑のないエリアに限るべき**であり、**都市部での解禁には慎重であるべき**。（林構成員、若林構成員）
- **ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型はコスト低廉化に資するので認めるべきだが、品質への懸念がある**。全国一律での提供ではなく、**地域を限定して解禁する**ということであれば、町字ごとの特性に応じて許容するなど、事例ベースで**検討することも考えられる**。（岡田構成員）
- **携帯電話回線は、あらかじめ設置場所の品質の予測が可能となればFTTH代替の機能を持たせることができる可能性はあるが、一律に全国どこでも使えるとは言えない状況**。ただし、無線品質予測は、屋内を中心に非常に難しいことには留意が必要。（藤井構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 当社試算によれば、ブロードバンドについて、**最終保障提供責務を課してカバー率100%を実現する場合において、残りの0.1%を光回線でカバーする場合の赤字額は▲70億円/年**である一方、**光と無線のうちコストミニマムな方式でカバーする場合は赤字額が▲30億円/年**に留まる。（NTT）
- まずは現在検討中の交付金制度を将来にわたってサステナブルな制度として運用開始した上で、**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）・モバイルブロードバンドを未整備地域の対象役務へ追加することを検討していく**想定をしている。（NTT）
- デジタル田園都市国家構想を踏まえ、ブロードバンドは**99.9%を光で整備し、残り0.1%の光ファイバ未整備世帯には無線も活用すべき**。（KDDI）
- ユニバーサルサービスの**効率的な提供・技術中立性**の観点に加え、**競争中立性・国民負担**の観点からも、ラストワンマイルにおける**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を含む無線技術の活用は有効**である。（ソフトバンク）

【事業者等からの主な意見（続き）】

- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）はユニバーサルサービスの対象とすることに検討の余地があるが、固定ブロードバンドとは異なり通信の安定性等に課題がある部分もあるため、制度設計時には丁寧な検討が必要である。（ソフトバンク）**
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、不採算地域における効率化の観点で、光ファイバの補完的な手段として活用を検討することが望ましい。（KDDI、ソフトバンク、オプテージ、STNet）**

論点

(非地上系ネットワーク (NTN))

- ② 非地上系ネットワーク (NTN) のうち、衛星ブロードバンドについては、構成員等から、工事現場や居住エリア外などでのサービスの選択肢としては考えられるとの意見がある一方、海外の事業者に依存すること、空の見え方や同時接続利用者数により通信速度が変動するとともに、利用者数が更に増えた場合に通信速度が未知数であること、また、HAPSによる通信サービスは、NTTドコモが2026年に、ソフトバンクが2027年に商用化することを目指しているが、現時点でサービスが未提供であること等を踏まえ、現時点でこれらをユニバーサルサービスに位置付けるのは時期尚早等の意見が示されているところ、今後のNTNの技術革新の動向等を踏まえ、その位置付けについてどう考えるか。

【構成員からの主な意見】

- NTN (衛星通信) は、空がある程度見える場所であれば圏外にならず、現状、データ通信容量が無制限であるが、同時接続ユーザ数や空の見え方で速度が変動することや、天候要因による速度変化の可能性があること、ユーザ数が増加した際に速度が安定するかは未知数であるという課題がある。(藤井構成員)
- NTN (衛星通信) は、外資系企業を中心にサービス展開・計画されており、サポート体制やサービス撤退などの懸念があること、技術的仕様が明確には公開されていないことが多いこと、さらには天候の影響をうけることやユーザ数が増えた場合の安定性・性能が未知数であることから、現時点でのFTTH代替とするのは難しいと考えられるが、空が見える場所であればどこでもサービスエリアとなりうるので、今後の技術進展を踏まえた対応が必要。(藤井構成員)
- NTN (衛星通信) は、現時点で居住エリアにおけるユニバーサルサービスとして位置付けるのは難しいと思われるが、今でも工事現場や居住エリア外などで利用されているので、そういった通信を使えないエリアへのサービスの一つの選択肢としては考えられる。(藤井構成員)

【事業者等からの主な意見】

- NTNは、現時点では普及の途上にあり、多くが海外事業者による提供であること等を踏まえ、その活用については慎重に検討すべき。(テレコムサービス協会)
- 衛星については経済安全保障上の懸念もあり、現時点でこれをユニバーサルサービスとして位置付けるのは時期尚早。(JAIPA、ソフトバンク) [再掲]
- 衛星やモバイル等について、離島や山間部等を経済合理性のみで判断するのは不適切。外国事業者に100%依存する衛星ブロードバンドはBCP・緊急避難的な活用を除き、経済安全保障上のリスクも存在する。NTT 東西による提供方法の検討など、地域の実情を踏まえた検討が必要。(JAIPA) [再掲]
- 災害時における通信確保の緊急避難的措置として、衛星電話は有効であるが、ユニバーサルサービス制度は日常生活において必要不可欠な役務提供の確保が目的であり、その要件を満たさないと考える。(KDDI) [再掲]
- NTN (HAPS・衛星) 等が品質、料金水準、利用状況等において同様のサービスを提供でき、サービス継続性や経済安保などの条件が整理し得る場合は、将来的にユニバーサルサービスとしての位置付けに含めることも可能。(日本ケーブルテレビ連盟)

論点の一覧① 【論点3-1】電話のユニバーサルサービス責務

(電話のユニバーサルサービス責務の内容)

- ① 電話のユニバーサルサービス責務は、**現在、NTTにあまねく提供責務が課されているところ、構成員等からは、最終保障提供責務に見直すと、既存事業者が撤退した場合にNTTによるサービス提供までに空白期間が生じること等から、あまねく提供責務を維持すべきとの意見がある一方、固定電話の効率的な提供を図る観点から最終保障提供責務に見直すべきとの意見や、見直す場合に懸念される既存利用者保護は、メタル固定電話利用者の残る区域でNTTの業務区域の縮小を制限する規律を課すことで対応すればよいとの意見があること等を踏まえ、電話のユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務に見直すことについて、業務区域の縮小に関する規律の扱いを含め、どう考えるか。**

(業務区域の地理的単位)

- ② **最終保障提供責務への見直しに当たって、業務区域の縮小を制限する規律を課す場合、規律対象となる業務区域の地理的単位が小さいほど（例えば、都道府県よりも市町村）、その地理的単位における既存利用者の数は少なくなるため、移行は相対的に容易となり、業務区域の縮小が認められやすくなること、NTTに移行促進のインセンティブを付与する観点等から、規律対象となる業務区域の地理的単位（都道府県、市町村、町字等）について、どう考えるか。**

論点の一覧② 【論点3-2】ブロードバンドのユニバーサルサービス責務

- ① **ブロードバンドは、現在、ユニバーサルサービス責務が設けられていないため、電話と異なり、あまねく全国におけるサービスの利用が制度的に保障されていない状況にある。ブロードバンドは、電話と異なり、未整備地域や公設地域が存在し、かつ、多様な設備設置事業者が競争的に役務提供している状況を踏まえると、効率性と安定性を図りつつ、あまねく全国におけるサービスの利用を確保する観点から、その責務の内容は、複数の事業者が連携してエリアカバーすることを前提とする「最終保障提供責務」とすることが考えられるところ、構成員等からはこの点に異論がない状況等に鑑みると、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務は、最終保障提供責務とすることとしてよいか。**

論点の一覧③

【論点3-3】最終保障提供責務の確認の仕組み

- ① 最終保障提供責務は、「他の事業者からサービス提供を受けられない者」に提供する責務であるため、相手方がそのような者に該当するかを確認する仕組みが必要となる。具体的には、他事業者の協力を得ながら、他事業者の業務区域や役務提供義務の有無等を確認する仕組みが必要となる。この確認に時間を要すると利用者へのサービス提供の遅れに繋がること、複雑な仕組みを設けると規制コストが多くなること等を踏まえ、最終保障提供責務を履行すべき相手方か否かの確認の仕組みは、利用者保護や規制コスト等に留意して整備することが必要と考えられるが、どうか。他に留意すべき点はあるか。

論点

(電話のユニバーサルサービス責務の内容)

- ① 電話のユニバーサルサービス責務は、**現在、NTTにあまねく提供責務が課されているところ、構成員等からは、最終保障提供責務に見直すと、既存事業者が撤退した場合にNTTによるサービス提供までに空白期間が生じること等から、あまねく提供責務を維持すべきとの意見がある一方、固定電話の効率的な提供を図る観点から最終保障提供責務に見直すべきとの意見や、見直す場合に懸念される既存利用者保護は、メタル固定電話利用者の残る区域でNTTの業務区域の縮小を制限する規律を課すことで対応すればよいとの意見があること等を踏まえ、電話のユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務に見直すことについて、業務区域の縮小に関する規律の扱いを含め、どう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- NTT以外の事業者のサービス提供地域から、当該事業者が撤退すると、そこがNTTの業務区域ではない場合には、NTTによるサービス提供までに空白期間が生じることになるのであれば、それは利用者にとって非常に困ること、混乱が生じるので電話はあまねく提供責務を継続すべき。(長田構成員)
- 役務提供までの空白期間を解消するための確実な手法が詰められないと、最終保障提供責務でいいとは断定できない。事業者が撤退する区域の消費者への事前周知については、相当に丁寧に実施する必要がある。(若林構成員)
- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとすれば提供範囲が拡大するので、最終保障提供責務とすることもあり得る。(関口構成員)
- 固定電話サービスの赤字負担がNTTにとって相当に重いなら、あまねく提供責務から最終保障提供責務に見直すことも適当。(春日構成員)
- 全体的な効率性を重視し、あまねく提供責務から最終保障提供責務に見直すのが適当。(砂田構成員)
- メタル回線が残る地域に限り、業務区域の縮小を制限してあまねく提供を確保できれば、最終保障提供責務に見直すというハイブリッド型を採るのも一案。(林構成員)
- 他事業者撤退の際に空白期間が生じないように、最終保障提供責務とした場合でも、NTTの業務区域とし、必要となればラストリゾート責務を果たせるようにすることも検討すべき。(春日構成員)
- 最終保障提供責務への移行に当たっての懸念がこれまで出ていたが、業務区域の縮小の制限の見直しをすることで移行の促進を図るという案は、よく理解できるもの。(岡田構成員)
- 最終保障提供責務に見直すに当たっては、業務区域の規律の単位も含め、まだ他に考えるべき課題もあるかもしれない。そのため、まずは業務区域の縮小を制限する仕組みを設けて、ユーザが取り残されず、きちんとサービスを受けられるような仕組みとしておくのもやむを得ない。(春日構成員)
- KDDIとソフトバンクからは時期を区切って最終保障提供責務に切替えるという提案もあったが、業務区域の縮小を制限して最終保障提供責務に見直す案では、縮退の進んだところから抜いていく作業なので、時間的な制約から解放される点で良いと考える。(関口構成員)
- 業務区域の縮小を制限する規律をかけて最終保障提供責務に見直す案は、メタルの移行を円滑に進めること、利用者利益を担保すること及びNTTの円滑な移行計画を行政としてグリップしておくことの三兎を追う形で進めていくものである。(林構成員)

【構成員からの主な意見（続き）】

- MNOからは当初はあまねく提供責務を維持すべきという意見もあったが、**業務区域に関する制限があれば、あまねく提供責務と同じ効果をもたらす。**（三友主査）

【事業者等からの主な意見】

- NTT東西は、「従来の固定電話の形態で利用したい」というニーズにお応えし、**メタル縮退後も引き続き、ワイヤレス固定電話等の全国提供により、電話の最終保障提供責務を担っていく。**（NTT）〔再掲〕
- **空白期間の問題に加えて、NTTのメタル回線のみで提供される見守りサービス等の付随サービスの提供確保の課題**があることから、その課題が解決しない限り**電話のあまねく提供責務は維持すべき。**（KDDI）
- **電話のあまねく提供責務は、自己設備設置義務や重要設備の譲渡等禁止と合わせて「特別な資産」を維持する効果**を有しており、NTT東西が保有する**線路敷設基盤は他事業者も用いているため、理論上撤退可能とすることに問題**があること、固定電話の発信数は減少するも、0ABJ番号・位置固定利用を求める法人等を含め、**主に着信先として依然として社会的に不可欠な存在であり、全国的な維持が必要**であること、最終保障提供責務とした場合、他の事業者が撤退するとサービス提供の**空白期間が生じることを踏まえ、当面は電話のあまねく責務の維持が必要。**（ソフトバンク）
- **最終保障提供責務とした場合、他の事業者が撤退するとサービス提供の空白期間が生じる。**（ソフトバンク）
- NTT法のあまねく電話の提供義務について、メタルの加入電話を前提とし続けるのではなく、**技術中立的に見直し、メタルに加えて光ファイバも含めた責務として「特別な資産」を有するNTTが公共的な役割を引き続き担うべき。**（KDDI）
- NTTに課される電話の責務は、メタルの縮退を踏まえつつ「エリア単位での計画的・面的移行」に支障が生じていないことを確認した後に**最終保障提供責務へと移行し、**利用者の状況を踏まえた丁寧な移行のため、**業務区域の縮小規制も設けるべき。**（ソフトバンク）
- 特殊会社であるNTTが担ってきた**あまねく提供責務**に関しては、**既存ユーザ保護の観点からも、退出規制による提供責務の維持・確保をすべき。**（楽天モバイル）

論点

(業務区域の地理的単位)

- ② 最終保障提供責務への見直しに当たって、業務区域の縮小を制限する規律を課す場合、規律対象となる業務区域の地理的単位が小さいほど（例えば、都道府県よりも市町村）、その地理的単位における既存利用者の数は少なくなるため、移行は相対的に容易となり、業務区域の縮小が認められやすくなるどころ、NTTに**移行促進のインセンティブ**を付与する観点等から、**規律対象となる業務区域の地理的単位**（都道府県、市町村、町字等）について、どう考えるか。

【構成員からの主な意見】

- 業務区域の単位は、**ハンドリングの観点から市町村単位**とすべき。LRICへの入力値を市町村単位で適切に取れるかどうかという入力値の入替えの問題や抜き取り作業もあり、一定の負担に運用が耐えうるかの確認も必要だが、やはり縮退の抜き取りのことも考えると市町村が適切と思われる。（関口構成員）
- 業務区域の単位は、**市町村ではかなり広がる場合もあり、具体的な移行のしやすさを考慮して慎重に検討する必要**がある。（岡田構成員）
- 業務区域の地理的単位については、必ずしも行政区画に限定する必要はなく、**柔軟な調整の余地**が認められるような仕組みを考えてもよいかもしれない。（岡田構成員）
- 業務区域の地理的単位については、例えば縮退に伴い、当該エリアを対象から除く手間などの**実務的なハンドリングの課題**も踏まえて検討されたい。（関口構成員）
- 業務区域の単位は、市町村単位だと、例えば**一部の市では広すぎ**であり、**町字単位だと細かすぎて規律を動かす際の実現可能性や執行コストに難**がありため、現時点でどちらか決め打ちせず、**今後の議論に委ねていくべき**。（林構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 業務区域の規律を現行の都道府県の単位から市町村へと**小さい単位に見直すことはありがたい**が、市町村が適切かどうかは丁寧な検討が必要。メタルも光もNTT局舎から各エリアにケーブルが伸びているため、細かい単位で綿密に縮退の計画を立てていくことが必要であり、例えば**町字単位で管理**することも議論できるとよい。（NTT）

論点

- ① **ブロードバンドは、現在、ユニバーサルサービス責務が設けられていないため、電話と異なり、あまねく全国におけるサービスの利用が制度的に保障されていない状況にある。**ブロードバンドは、電話と異なり、**未整備地域や公設地域が存在し、かつ、多様な設備設置事業者が競争的に役務提供している状況を踏まえると、効率性と安定性を図りつつ、あまねく全国におけるサービスの利用を確保する観点から、その責務の内容は、複数の事業者が連携してエリアカバーすることを前提とする「最終保障提供責務」とすることが考えられるところ、**構成員等からはこの点に**異論がない状況等**に鑑みると、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務は、**最終保障提供責務とすることとしてよいか。**

【事業者等からの主な意見】

- 各地域に最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべき。（NTT）
- 最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難等により、提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度や他事業者の設備を活用したサービス提供の実現等の条件を整えば、NTT東西が最終保障提供責務を担う。（NTT）
- ブロードバンドのユニバーサルサービスの最終保障を事業者に課していないのは海外主要国の中で日本のみである。（KDDI）
- ユニバーサルサービスの安定的提供と「特別な資産」の確実な維持の観点で当該資産の保護やブロードバンドの最終保障提供責務について法的担保が必要。（ソフトバンク）
- 「特別な資産」を有するNTTには、一定の責務を課すことが必要であるが、メタル回線とは異なる事情から、ブロードバンドについては、当面は最終保障提供責務とすることが合理的。ただし、既存のNTT光エリアや線路敷設基盤を縮退させない制度設計が必要である。（ソフトバンク）
- ブロードバンドのユニバーサルサービスの議論は、公正競争の議論と密に関係し、いずれも国民への利益に繋がる公益性を有するところ、特にユニバーサルサービス責務等については、公正な競争環境に影響を与えないよう十分に留意して検討することが重要。（オプテージ）

論点

- ① 最終保障提供責務は、「他の事業者からサービス提供を受けられない者」に提供する責務であるため、相手方がそのような者に該当するかを確認する仕組みが必要となる。具体的には、他事業者の協力を得ながら、他事業者の業務区域や役務提供義務の有無等を確認する仕組みが必要となる。この確認に時間を要すると利用者へのサービス提供の遅れに繋がること、複雑な仕組みを設けると規制コストが多くなること等を踏まえ、最終保障提供責務を履行すべき相手方が否かの確認の仕組みは、利用者保護や規制コスト等に留意して整備することが必要と考えられるが、どうか。他に留意すべき点はあるか。

【事業者等からの主な意見】

- 全ての事業者が応分の役割で支える上でも、シンプルかつ実効性のある制度設計をされたい。エリアごとにモザイク状に複数指定事業者が存在した場合には複雑な制度運用となりかねない。(KDDI)
- 最終保障提供責務による役務提供について、既存サービス終了後の空白期間を極力発生させないような運用構築を図るべき。(ソフトバンク)

論点の一覧①

【論点4-1】適格電気通信事業者の義務

- ① ユニバーサルサービスを提供する者は、その申請により適格電気通信事業者の指定を受けた場合、サービス提供費用の一部について交付金の交付を受けることができる。電話のユニバーサルサービス制度では、現在、適格電気通信事業者には、業務区域がある都道府県のあまねく提供義務（世帯カバー率100%）が課されている。今回、NTTのあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直す場合、これに合わせて、適格電気通信事業者のあまねく提供義務も、最終保障提供義務に見直すことについてどう考えるか。
- ② また、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、現在、適格電気通信事業者には、指定に係る支援区域について、全世帯ではなく一定割合の世帯カバー義務*が課されているところ、今回、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合、これに合わせて、適格電気通信事業者の義務も、指定に係る支援区域における全世帯を対象とした最終保障提供義務に見直すことについてどう考えるか。

※ カバーが義務付けられる世帯の割合は、指定された支援区域の種類ごとに異なり、一般支援区域（不採算地域）の場合は、世帯カバー率50%超、特別支援区域（特に不採算な地域）の場合は、世帯カバー率10%超が義務付けられる。

論点の一覧②

【論点4-2】最終保障提供責務の担い手

- ① ブロードバンドのユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合、その担い手については、
 - ・ NTTは、各地域で最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべきとの意見であること
 - ・ 構成員等は、地域ごとの効率的な事業者の判断には時間・コストを要しサービス提供の遅れに繋がるため、責務を負う者の確定は簡素であるべきとの意見、特殊会社でない民間企業への責務は営業の自由を制約し高度な正当化理由がないと困難との意見、地域の小規模事業者に責務を課すべきでないとの意見、NTTは電電公社から承継した線路敷設基盤を保有し、不採算地域への展開が相対的に容易であり、電話のあまねく提供責務が課され、不採算地域をカバーしてきた実績があるとの意見等であること等を踏まえ、他の義務（ユニバーサルサービスを提供する者の役務提供義務や適格電気通信事業者の義務）でカバーされない場合の最終保障提供責務の担い手についてどう考えるか。

論点の一覧③

【論点4-3】最終保障提供責務の担い手以外の者が果たすべき役割

(最終保障提供責務を履行する者への協力)

① 最終保障提供責務の効率的かつ円滑な履行を図るため、

- ・ **NTT**からは、**未光エリアにサービス拡大する際**、他事業者の設備が技術的に活用可能で一定の空きがある場合は、**設備の貸出し義務を設定**することを求める意見があり、これに**複数の構成員が賛同**する一方、
- ・ **事業者**からは、協力することに問題はないが**コストミニマムな手法が必要**との意見、**民協協議を前提として既設設備のみを対象**とすべきとの意見、設備の所有が少ない事業者も**義務付けまでは不適切**との意見等が示されたこと

等を踏まえ、最終保障提供責務を履行する者が、その近傍で事業を行う者に対して、当該責務の履行に必要な協力（光回線・無線設備・コロケーションスペースの提供等）**を求めた場合**、協力義務ではなく、**その協議に応じる義務を課すことについてどう考えるか。**

② ①で協議に応じる義務を課すこととする場合、**構成員から、責務の履行に必要な協力を促進する仕組みの検討が必要**との意見が示されたこと等を踏まえ、**協議に応じない場合や協議が不調に終わった場合等に、当該義務を担保する制度**（協議開始命令等）を設けることが考えられるが、どうか。

(基礎的電気通信役務を提供する者に対する退出規制)

③ 現在、電気通信事業法では、ユニバーサルサービスか否かにかかわらず、既存事業者が撤退する場合、総務大臣への事前届出と利用者への事前周知が義務付けられているところ、ユニバーサルサービスの責務を**最終保障提供責務とする場合は、既存事業者の撤退によるサービス提供の空白期間を回避**する等の観点から、ユニバーサルサービスを提供する者の撤退には、**特別な退出規制を課す**ことも考えられる。

この点について、**NTT**からは、**退出認可制を設けることが必要**との意見が示された一方、**構成員等**からは、**厳格な退出規制を課すと、エリア拡大インセンティブが減少し、未整備エリアの解消が進まないおそれがある**との意見、**効率的な提供のための設備投資や研究開発のディスインセンティブになるおそれがある**との意見が示されたこと等を踏まえ、現行の総務大臣への**事前届出義務**や**利用者周知義務の見直し**を含め、ユニバーサルサービスを提供する者の**退出規制の在り方について、どのように考えるか。**

論点

- ① ユニバーサルサービスを提供する者は、その申請により適格電気通信事業者の指定を受けた場合、サービス提供費用の一部について交付金の交付を受けることができる。電話のユニバーサルサービス制度では、現在、適格電気通信事業者には、業務区域がある都道府県のあまねく提供義務（世帯カバー率100%）が課されている。今回、NTTのあまねく提供義務を最終保障提供義務に見直す場合、これに合わせて、適格電気通信事業者のあまねく提供義務も、最終保障提供義務に見直すことについてどう考えるか。
- ② また、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、現在、適格電気通信事業者には、指定に係る支援区域について、全世帯ではなく一定割合の世帯カバー義務※が課されているところ、今回、ブロードバンドのユニバーサルサービス義務を最終保障提供義務とする場合、これに合わせて、適格電気通信事業者の義務も、指定に係る支援区域における全世帯を対象とした最終保障提供義務に見直すことについてどう考えるか。

※ カバーが義務付けられる世帯の割合は、指定された支援区域の種類ごとに異なり、一般支援区域（不採算地域）の場合は、世帯カバー率50%超、特別支援区域（特に不採算な地域）の場合は、世帯カバー率10%超が義務付けられる。

【構成員からの主な意見】

- ブロードバンドは未整備地域も多いため、全世帯カバーを求めた結果、第二種適格事業者として誰も手を上げなくなることが懸念。そのため、第二種適格事業者には、担当区域内に限って最終保障提供義務を担わせるべき。（林構成員）
- NTT東西が担う最終保障提供義務は、基礎的電気通信役務を提供する事業者や適格事業者の義務との関係を整理した上で、その履行によってもカバーされない地域について義務を負うことを基本とすべき。（林構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 最終保障提供義務は、例えば地方のブロードバンドなど誰も引き受け手がいないサービスや設備を引き受けるというラストリゾート義務であり、また一度提供を開始したエリアからからの「撤退禁止」という極めて強く、経営の自由、私権を制限する特別な義務である。どのような法律で規律されるにしても、NTT法に明記されている特殊会社としてのあまねく提供義務と同様に、私権を制限する特別な義務である。（KDDI）

論点

- ① ブロードバンドのユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合、その担い手については、
- ・ NTTは、各地域で最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべきとの意見であること
 - ・ 構成員等は、地域ごとの効率的な事業者の判断には時間・コストを要しサービス提供の遅れに繋がるため、責務を負う者の確定は簡素であるべきとの意見、特殊会社でない民間企業への責務は営業の自由を制約し高度な正当化理由がないと困難との意見、地域の小規模事業者に責務を課すべきでないとの意見、NTTは電電公社から承継した線路敷設基盤を保有し、不採算地域への展開が相対的に容易であり、電話のあまねく提供責務が課され、不採算地域をカバーしてきた実績があるとの意見等であること
- 等を踏まえ、他の義務（ユニバーサルサービスを提供する者の役務提供義務や適格電気通信事業者の義務）でカバーされない場合の最終保障提供責務の担い手についてどう考えるか。

【構成員からの主な意見】

- NTTは、携帯電話事業者に最終保障提供責務を課し、最も効率的な手段をエリアごとに確定させるという制度を想定しているが、プロセスの複雑化は行政コストの増大を招き、サービス提供の遅れにも繋がる。ユニバーサルサービス制度は国民生活に直結するので、できるだけ簡素な制度にすべき。（林構成員）
- 未提供エリアへの進出義務付けは、既存利用者保護の要請もない中で、憲法上の営業の自由を大幅に制限することとなるので、特殊会社たるNTT以外の一般的な民間会社に課するのであれば高度な正当化理由がない限り相当難しいのではないかと。（林構成員）
- 行政が指名することには否定的である。ブロードバンドのユニバーサルサービス制度は、合理性の観点からこれまで進出できていなかったような地域について、事業者が自主的な意向に基づき空白地帯をなくすことを目指しているため、その趣旨を損なわないような制度の検討が望まれる。（関口構成員）
- NTTに限定せず地域ごとに最適な担い手を定めるべき。制度運用コストが過大になるのであれば、競争入札等により簡略化できる方法を検討すべき。（砂田構成員）
- 地域の固定系通信事業者は、経営規模が小さいが、地域DX等を通じて地域に貢献してきた経緯があり、全国規模の事業者と同等の退出規制をかけることは慎重に検討すべき。むしろそのような事業者が退出しなくてもすむような仕組みを考えるべき。（砂田構成員）
- 電力事業者・ケーブル事業者への義務付けが適当ではないという意見には賛同。（若林構成員）
- NTT東西は、①自ら保有する線路敷設基盤と借りている電力柱の活用により不採算地域への展開が容易であること、②電話のあまねく提供責務に基づき不採算地域をカバーしてきた実績があること、③地域ごとに効率的な者を判断するのも多くの時間や行政コストがかかることから、不採算地域への展開を義務付けられる者として適当であり、併せて近傍に展開する他事業者がその履行の確保に協力する義務を課することが適当。（林構成員）

【事業者等からの主な意見】

- モバイルを軸に、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべき。また、MNOに対し、既存提供エリアでの退出規制と既存提供エリアでの電波が届かない場所への拡大・提供義務を課し、未提供エリアでの最終保障提供責務を課すべき。(NTT)
- モバイルはルーラルエリア等の特定地域における電波利用や利用者へのサービス提供が担保されているわけではなく、また仮にエリア拡大されたとしても、将来的なエリア縮小のリスクは競争では担保されないため、国民の利便性の確保・保護の観点から、不用意にモバイルの提供エリアを撤退・縮小させない仕組みが必要であり、最低限、サービス提供に空白期間を生じさせないよう、MNOに対し、退出認可制を課す必要がある。(NTT)
- ユニバーサルサービスをコストミニマムに提供可能となるよう、以下のような条件が整えば、NTT東西が最終保障提供責務を担う考え。(NTT)
 - ✓ 他事業者の設備を技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある場合に、他事業者がNTT東西に対して設備の貸し出し義務を負い、効率的な設備構築が実現可能となること
 - ✓ 未提供エリアの近傍で光サービスを提供している事業者が効率的に整備可能な場合は、当該事業者がカバーする仕組みが実現すること
 - ✓ 光とモバイルのうちコストミニマムな手段で整備可能な事業者がカバーする仕組みが実現すること
 - ✓ 交付金制度について、現在検討中の交付金制度を将来にわたってサステナブルな制度として運用開始した上で、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)・モバイルブロードバンドを未整備地域の対象役務へ追加すること
- 全ての事業者が応分の役割で支える上でも、シンプルかつ実効性のある制度設計をされたい。エリアごとにモザイク状に複数指定事業者が存在した場合には複雑な制度運用となりかねない。(KDDI) [再掲]
- NTT東西が、電話のあまねく提供に伴い全国に保有する線路敷設基盤を有効活用できる状況であることを踏まえると、隣接地域も含めた未整備地域へのエリア展開において、局舎新設等のコストを抑制可能であり、NTT東西はより効率的かつ短期間で未整備地域へのFTTHサービスの拡大が期待できることから、NTT東西が最終保障提供責務を担うべき。(オペテージ)
- いずれの事業者もサービス提供が困難である場合、全国あまねく整備された電柱・管路等の線路敷設基盤を電電公社から承継したNTTが、ラストリゾート責務(最終保障提供責務)を担うことが期待される。(日本ケーブルテレビ連盟)
- 最終保障提供責務を担う主体は、確固たる経営基盤やリソースを有することが適当であると考えことから、現在、光ファイバについて7割超の全国シェアを有するNTT東西がその役割を担うことを期待する。(高知県)
- 電電公社時代の線路敷設基盤を継承するNTTがラストリゾート事業者として、最終保障提供責務を担うことが適当。(KDDI、ソフトバンク、日本ケーブルテレビ連盟、アルテリア・ネットワークス、JCOM)
- ブロードバンドのユニバーサル責務はNTT東西が最終保障提供責務を担うことが適当と考える。(JAIPA)

【事業者等からの主な意見（続き）】

- 特殊会社ではない**民間事業者**（既にエリア整備・維持に関する規律あり）へのあまねく**提供責務・退出規制は過剰で不適切**。（ソフトバンク）
- **地域の小規模な事業者**に対して行政の指名等によりNTT東西と同様に**最終保障提供責務を課す**ことは、**経済的負担や運用負担の増大**から、事業が立ち行かなくなる等により、**設備競争の減退につながるおそれがある**。（オプテージ、STNet）

論点

(最終保障提供責務を履行する者への協力)

① 最終保障提供責務の効率的かつ円滑な履行を図るため、

- ・ NTTからは、**未光エリアにサービス拡大する際、他事業者の設備が技術的に活用可能で一定の空きがある場合は、設備の貸出し義務を設定**することを求める意見があり、これに**複数の構成員が賛同**する一方、
- ・ **事業者**からは、協力することに問題はないが**コストミニマムな手法が必要**との意見、**民協を前提として既設設備のみを対象とすべき**との意見、**設備の所有が少ない事業者もおり義務付けまでは不適切**との意見等が示されたこと

等を踏まえ、最終保障提供責務を履行する者が、その近傍で事業を行う者に対して、**当該責務の履行に必要な協力**(光回線・無線設備・コロケーションスペースの提供等) **を求めた場合、協力義務ではなく、その協議に応じる義務を課すことについてどう考えるか。**

② ①で協議に応じる義務を課すこととする場合、**構成員から、責務の履行に必要な協力を促進する仕組みの検討が必要**との意見が示されたこと等を踏まえ、**協議に応じない場合や協議が不調に終わった場合等に、当該義務を担保する制度**(協議開始命令等) **を設けることが考えられるが、どうか。**

【構成員からの主な意見】

- MNOの基地局は、各スポットでの利用の保障を目的として設置されているものではないため、**MNOに世帯カバーを義務付けることは適当ではなく、電力系事業者ケーブル事業者と同様に、NTT東西による効率的な義務の履行確保のため、履行に協力する義務を課すべき。**(林構成員、春日構成員、若林構成員)
- **協力義務を課すのであれば、責務の履行に必要な協力を促進するための仕組みを検討することも必要。**(若林構成員)
- **未提供エリアにおけるサービス提供に当たって貸し出せる設備があるとしたら、それは過剰設備とも考えられ、通常、他事業者に貸し出せるだけの十分な余裕設備があるとはあまり考えられない。**(相田主査代理)

【事業者等からの主な意見】

- NTT東西が**未光エリアにサービス拡大する際、他事業者の設備を活用可能な**(技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある) **場合は、設備の貸出し義務を設定することで、効率的な設備構築を実現してもらいたい**が、**約款料金の設定**や**一定条件下での貸出し義務付けまで含意するものではない。**(NTT)
- 仮に、NTT東西の**未光エリアにおける他社設備の貸出を検討する場合は、民協を前提として、既設設備のみを対象とすべき**であり、**価格や運用保守面についての合意を形成する方が望ましく、その中で協力していくことに異論はない。**ただし、検討する場合は、**貸出料金の規制や、保守・運用面での負担増等や、他社設備料金の直接的/間接的な開示、第一種指定電気通信設備制度の規制回避の懸念の解消が必要不可欠。**(オブテージ、STNet)
- 一定の空きがあれば貸し出せるが、**事業者ごとの地域性や規模の違いもあり、設備の所有が少ない事業者も多いので義務を課すのは不適切。**(日本ケーブルテレビ連盟)

論点

(基礎的電気通信役務を提供する者に対する退出規制)

- ③ 現在、電気通信事業法では、ユニバーサルサービスか否かにかかわらず、既存事業者が撤退する場合、総務大臣への事前届出と利用者への事前周知が義務付けられているところ、ユニバーサルサービスの責務を**最終保障提供責務とする場合は、既存事業者の撤退によるサービス提供の空白期間を回避**する等の観点から、ユニバーサルサービスを提供する者の撤退には、**特別な退出規制を課す**ことも考えられる。

この点について、NTTからは、**退出認可制を設けることが必要**との意見が示された一方、**構成員等からは、厳格な退出規制を課すと、エリア拡大インセンティブが減少し、未整備エリアの解消が進まない**おそれがあるとの意見、**効率的な提供のための設備投資や研究開発のディスインセンティブ**になるおそれがあるとの意見が示されたこと等を踏まえ、現行の総務大臣への**事前届出義務や利用者周知義務の見直し**を含め、ユニバーサルサービスを提供する者の**退出規制の在り方について、どのように考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- **厳格な退出規制**をかけると効率的な提供のための**設備投資や研究開発のディスインセンティブ**になるおそれがある。(岡田構成員、砂田構成員)
- NTTは、モバイル事業者に対する**退出認可制**を設けるべきと主張しているが、**複数の事業者がエリア展開している場所で退出認可制を設けるのは過剰**である一方、各社でまちまちに展開している以上、一者提供エリアを特定するのも難しく、制度化は現実的には様々な障壁がある。(関口構成員)
- **開設計画の認可に基づく責務は、認可期間内に限った時限的なもの**であるため、MNO各社に**あまなく提供責務や退出規制**といった、半永久的に負うべき**ユニバーサルサービス提供のための責務を課す**ことはできない。(関口構成員)
- どうしても**撤退したい**と言う事業者を規制で縛る**退出規制は行き過ぎ**と考える。最終保障提供責務を課した際には、**撤退時の事前の周知**を行うなどして、**うまくサービスが途切れ**ないようにしておくこともでき、であれば**規制をかける必要はない**。(春日構成員)
- 最終保障提供責務に見直す際に課題となる**空白期間も、契約上の段取りを決めておけば解消**することが可能。(大橋構成員)
- 最終保障提供責務に見直す際に課題となる**空白期間の発生は、事前届出・事前周知の規制を設けることで、解消**することが可能。(岡田構成員)

【事業者等からの主な意見】

- 国民の利便性の確保・保護の観点から、**不用意にモバイルの提供エリアを撤退・縮小させない仕組みが必要**であり、最低限、サービス提供に**空白期間を生じさせないよう、退出認可制を設ける必要**がある。(NTT)
- NTTの**あまなく提供責務**は線路敷設基盤の承継に伴うもので、競争促進の観点からも、NTTのような特殊会社を除き、事業推進の著しい制約となる**退出規制を課すことは必要性に乏しく過剰**。**退出規制を課せば、エリア拡大インセンティブが減少し、未整備エリアの解消が進まない**おそれがある。(ソフトバンク)
- MNOに**退出規制等を課すと、企業間の競争・協調により進む多種多様なサービスの提供や新たなイノベーションの創出を阻害**するおそれ。(楽天モバイル)
- NTT東西が主張する**既存提供エリアでの退出規制**は、これまで設備競争によってエリア拡大を図ってきた事業者がさらに**エリアを拡大しようとするインセンティブの減退につながる**おそれがある。(オプテージ)

論点の一覧① 【論点5-1】電話のユニバーサルサービス交付金制度

- ① 電話の交付金制度は、適格電気通信事業者に対し、業務区域がある都道府県においてあまねく提供義務を課した上で、電話のユニバーサルサービスの**全体収支が赤字**の場合（=内部相互補助）に、その**赤字額の一部を補填**するものであるところ、
- ・ 電話のユニバーサルサービス責務や適格電気通信事業者の義務を最終保障提供責務（義務）に見直す場合、交付金の補填対象も見直して、**最終保障提供責務に係る維持費用に限定し、赤字の全額を原則補填**することも考えられること
 - ・ 他方、メタル回線設備の縮退期間（～2035年頃）は、既存のメタル固定電話の利用者を保護するため、NTTの**業務区域の縮小を制限する規律を課す**場合は、**最終保障提供責務に係る費用に加えて、縮小を制限された業務区域に係る費用が生じること**
 - ・ 構成員からは、**赤字額の全額補填には国民負担との関係を留意すべき**との意見等があること
- 等を踏まえ、メタル回線設備の縮退完了までの間は、**内部相互補助を前提として赤字額の一部を補填する現行制度を基本的に維持すること**（提供回線数をベースとした算定を基本とし、回線の種類に応じて必要な補正）**についてどう考えるか。**

論点の一覧② 【論点5-2】ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度

- ① ブロードバンドの交付金制度は、指定を受けた適格電気通信事業者に対し、その指定に係る「一般支援区域（不採算地域）」及び「特別支援区域（特に不採算な地域）」の赤字額を補填するものであるところ、**一般支援区域については、費用の一部を補填**※1するものであり、**特別支援区域については、赤字額の全体を対象に補填**※2する。また、ブロードバンドのユニバーサルサービスの**全体収支が黒字**の者は、特別支援区域の赤字は補填されても、**一般支援区域の赤字は補填されないこととされている。**

ブロードバンドのユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合、その**責務の履行が必要な地域は、「一般支援区域」や「支援区域外の区域」にも生じ得るところ、最終保障提供責務の履行が必要な地域は、他の事業者のサービスの提供が受けられない地域であり、そこは特に不採算な地域として特別支援区域と同等と捉えることもできること等を踏まえ、最終保障提供責務の履行に係る費用については、その履行地域が、「一般支援区域」や「支援区域外の区域」にある場合であっても、非効率性の排除に留意しつつ、特別支援区域と同等の支援をすることについてどう考えるか。**

※1 詳細は現在検討中であるが、モデル上の費用の一定部分を補填するベンチマーク方式で交付金を算定することを想定

※2 詳細は現在検討中であるが、モデル上の費用と収入の差額を補填する収入費用方式で交付金を算定することを想定

（ただし、特別支援区域の既整備回線設備は、ブロードバンド収支全体が赤字の者のみが補填され、ベンチマーク方式で補填額を算定することを想定。）

論点

- ① 電話の交付金制度は、適格電気通信事業者に対し、業務区域がある都道府県においてあまねく提供義務を課した上で、電話のユニバーサルサービスの全体収支が赤字の場合（＝内部相互補助）に、その赤字額の一部を補填するものであるところ、
- ・ 電話のユニバーサルサービス責務や適格電気通信事業者の義務を最終保障提供責務（義務）に見直す場合、交付金の補填対象も見直して、最終保障提供責務に係る維持費用に限定し、赤字の全額を原則補填することも考えられること
 - ・ 他方、メタル回線設備の縮退期間（～2035年頃）は、既存のメタル固定電話の利用者を保護するため、NTTの業務区域の縮小を制限する規律を課す場合は、最終保障提供責務に係る費用に加えて、縮小を制限された業務区域に係る費用が生じること
 - ・ 構成員からは、赤字額の全額補填には国民負担との関係を留意すべきとの意見等があること
- 等を踏まえ、メタル回線設備の縮退完了までの間は、内部相互補助を前提として赤字額の一部を補填する現行制度を基本的に維持すること（提供回線数をベースとした算定を基本とし、回線の種類に応じて必要な補正）についてどう考えるか。

【構成員からの主な意見】

- メタル固定電話への交付金を継続すれば、結果的に、メタルの円滑な巻き取りに支障を来し得ることに留意が必要。（林構成員）
- 交付金制度の在り方については、今後、メタルとブロードバンドが併用されるような状況において、メタルの巻き取りを後退させないように、実際にどのような制度とするかについて、今後具体的な議論を続けていくべき。（三友主査）
- 料金を低く抑えることは非常に重要であるため、メタル縮退完了までの間は、内部相互補助による交付金制度を維持することで、ユニバーサルサービスの負担が大きくなるようにし、その後に新たな制度について考えるのが適当。（春日構成員）

【事業者等からの主な意見】

- メタル縮退までの移行期（～2035年度）においては、引き続きメタルによる加入電話を提供していくことから、それまでの間は、メタルを対象とした交付金制度を維持してもらいたい。（NTT）
- 新たなユニバーサルサービス制度における交付金については、必要十分かつ過大でない交付金制度とすることが必要と考えるが、まずは、今後のユニバーサルサービスの在り方を議論した上で、その結果を踏まえて検討していくことが必要。交付金制度の議論に当たっては、国民負担とのバランスを踏まえつつ、慎重に検討していくことが必要。（NTT）
- 電話のユニバーサルサービス責務を維持する間の交付金制度は従来のものを維持することが適切。（ソフトバンク）

論点

- ① ブロードバンドの交付金制度は、指定を受けた適格電気通信事業者に対し、その指定に係る「一般支援区域（不採算地域）」及び「特別支援区域（特に不採算な地域）」の赤字額を補填するものであるところ、**一般支援区域**については、**費用の一部を補填**^{※1}するものであり、**特別支援区域**については、**赤字額の全体を対象に補填**^{※2}する。また、ブロードバンドのユニバーサルサービスの**全体収支が黒字**の者は、特別支援区域の赤字は補填されても、**一般支援区域の赤字は補填されないこととされている。**

ブロードバンドのユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合、その**責務の履行が必要な地域**は、「**一般支援区域**」や「**支援区域外の区域**」にも生じ得るところ、**最終保障提供責務の履行が必要な地域**は、他の事業者のサービスの提供が受けられない地域であり、そこは特に不採算な地域として**特別支援区域と同等と捉えることもできること等を踏まえ、最終保障提供責務の履行に係る維持費用**については、**その履行地域が、「一般支援区域」や「支援区域外の区域」にある場合**であっても、非効率性の排除に留意しつつ、**特別支援区域と同等の支援をすることについてどう考えるか。**

※1 詳細は現在検討中であるが、モデル上の費用の一定部分を補填するベンチマーク方式で交付金を算定することを想定

※2 詳細は現在検討中であるが、モデル上の費用と収入の差額を補填する収入費用方式で交付金を算定することを想定

(ただし、特別支援区域の既整備回線設備は、ブロードバンド収支全体が赤字の者のみが補填され、ベンチマーク方式で補填額を算定することを想定。)

【構成員からの主な意見】

- NTT以外の事業者が固定系サービスを提供する**一般支援区域**の中で、**孤立して存在している未整備エリアに非常に長距離の回線を設置する場合は、NTT東西が対応する可能性もあるが、その場合には他事業者の固定系設備の共有や交付金の補填などの工夫を検討すべき。**（関口構成員）
- **最終保障提供責務の担い手が膨大な負担を負っては持続可能性がないため、整備維持コストが安くなる方法を検討し、その上で事業者負担を補填する交付金を検討すべき。**（砂田構成員）

【事業者等からの主な意見】

- ブロードバンドサービスについては、**世帯カバー率100%の実現を前提とした交付金制度とすることが必要。**（NTT）
- 最も適した事業者が提供できない、又は撤退せざるを得ないエリアでNTT東西が最終保障提供責務を担う場合は、当該事業者の設備のうち利用可能なものを借り受ける等、**コストミニマムな方法を極力志向しつつ、なお生じる赤字については必要かつ十分な補填がなされることを前提としていただきたい。**（NTT）
- 現在検討中の制度では、「**一般支援区域**」や「**支援区域外の区域**」の中で**未提供となっているエリアにおいて新規整備した場合、交付金で補填されない可能性**があることから、**当該エリアについても特別支援区域と同様に交付金の対象としてもらいたい。**（NTT）
- まずは現在検討中の交付金制度について、将来にわたって持続可能な制度として運用開始した上で、**ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)・モバイルブロードバンドを未整備地域の対象役務へ追加することを検討すべきだが、その際、一般支援区域等で交付金を受け取る事業者が継続的に交付金が受け取れるよう、一般支援区域においては提供事業者にもMNOを含めないこと等の対処が必要。**（NTT）

【事業者等からの主な意見（続き）】

- 交付金の原資はブロードバンド事業者の負担金であるため、適格電気通信事業者は、**厳格な規律によって徹底的に非効率性を排除すべき**。（ソフトバンク）
- 「**最終保障提供責務が課される事業者の非効率性を排除する必要がある点を考慮**」すれば、当該エリアでの役務提供が**都市部と同様に合理的な効率性をもって行われていることを確認する仕組みを検討する必要がある**と考える。（KDDI）
- 最終保障提供責務が課される事業者の**非効率性の排除は容易でないが**、①当該地域の地形や各種規制、②現地の該当する職種の人件費、③上流回線やIXに接続する回線の経費、④その他インフラを維持する上で必要な経費を分野毎に算出し、数年おきに見直すこと等が必要。（JAIPA）

論点の一覧①

【論点6-1】ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保

(プライスカップ規制の在り方)

- ① **メタル固定電話や公衆電話**は、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス（指定電気通信役務）のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス（特定電気通信役務）に位置付けられ、**上限価格方式（プライスカップ規制）が課されているところ**、利用者数が減少傾向にあり**相対的に利用者への影響が低下していること**、**構成員からは、上限価格を設定する必要性から根本的に見直すべきとの意見や、上限価格を計算することが技術的に困難となっており、実体的にも上限価格による制限をしていないとの意見等**が示されていることを踏まえ、**メタル固定電話や公衆電話をプライスカップ規制の対象外とすることについてどう考えるか。**

(ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保)

- ② **ユニバーサルサービス**は、電気通信事業法上、**基礎的電気通信役務と定義**され、その適切かつ公平な提供等を確保するため、**基礎的電気通信役務を提供する者には、契約約款の届出義務***が課されている。

当該約款規律は、プライスカップ規制と異なり、料金水準を明確に規律するものにはなっていないところ、構成員等からは、全国一律料金とすることを含め議論が必要との意見、不採算地域と都市部との料金格差を生じさせないための措置が必要との意見、都市部を上回る料金設定を認めないことは適切だが、全国一者で提供する者には地域別の競争への対応が必要との意見等が示されていることを踏まえ、**契約約款の届出義務が課される者には、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を禁止することについてどう考えるか。**

※ ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、契約数が30万超の者が対象。また、特段の合意（いわゆる相対契約）がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能。

論点の一覧②

【論点6-2】NTTの自己設置要件・線路敷設基盤の在り方

(設備の自己設置要件)

- ① NTT東西には、サービスの適切・公平かつ安定的な提供の確保の観点から、本来業務について原則として自己設備を用いて行わなければならないとする「**自己設置要件**」が課されているところ、電話の**ユニバーサルサービスの効率的な提供を確保する観点も併せて考慮し、他者設備（携帯電話網等）の利用が不採算地域に限定して認められている。**

自己設置要件については、**NTTからは、最終保障提供責務を担うに当たり、他事業者の設備を活用した柔軟かつ効率的なサービス提供を可能とすることを求める意見、構成員等からは、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のために、全国に線路敷設基盤を有するNTT東西の自己設置要件は必要との意見等**が示されたこと等を踏まえ、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに追加した場合等における自己設置要件の例外追加の扱い等を含め、**自己設置要件の在り方についてどう考えるか。**

(線路敷設基盤の在り方)

- ② 電柱・管路等の線路敷設基盤は、**電気通信設備ではなく工作物に該当し、重要な電気通信設備（電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備）の譲渡等の認可の対象外**となるため、現在、NTTの**線路敷設基盤の譲渡等には規律が課されていない**ところ、**構成員からは、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のために、重要な電気通信設備の譲渡等の認可の対象に線路敷設基盤を追加することが必要**との意見が示されていること等を踏まえ、**線路敷設基盤の譲渡等に一定の規律を課すことについて、対象となる工作物の範囲**を含め、**どう考えるか。**

論点

(プライスカップ規制の在り方)

- ① **メタル固定電話や公衆電話**は、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス（指定電気通信役務）のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス（特定電気通信役務）に位置付けられ、**上限価格方式（プライスカップ規制）が課されているところ**、利用者数が減少傾向にあり**相対的に利用者への影響が低下していること**、**構成員からは、上限価格を設定する必要性から根本的に見直すべきとの意見や、上限価格を計算することが技術的に困難となっており、実体的にも上限価格による制限をしていないとの意見等**が示されていることを踏まえ、**メタル固定電話や公衆電話をプライスカップ規制の対象外とすることについてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- 上限価格を設定する**必要性から根本的に見直すべき**。（岡田構成員）
- **プライスカップの上限を計算するのが技術的に難しくなっており、実体的にも制限していないため、抜本的な見直しが必要**。（山内構成員、関口構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の提供する役務のうち利用者利益に及ぼす影響が大きく、競争による効率化が機能しづらい役務に対して、自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える「インセンティブ規制」**であり、利用者料金の水準として求められる**基礎的電気通信役務の料金低廉性を確保する仕組みへの適用は不適切**。（ソフトバンク）
- **特定電気通信役務と基礎的電気通信役務で範囲が重複していることを踏まえ、電話のユニバーサルサービスの在り方の検討に伴い、プライスカップ制度の在り方も制度継続の要否等を含め検討すべき**。（ソフトバンク）
- **プライスカップ制度はユニバーサルサービス制度とは本来の目的が異なるため、基礎的電気通信役務の料金の低廉性にプライスカップ制度を導入することは適切ではない**。プライスカップ制度の導入は**独占的なサービス**であって、**市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービス**のうち、**利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスである場合に限定すべき**。（KDDI）

論点

(ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保)

- ② **ユニバーサルサービス**は、電気通信事業法上、**基礎的電気通信役務と定義**され、その適切かつ公平な提供等を確保するため、基礎的電気通信役務を提供する者には、**契約約款の届出義務***が課されている。

当該約款規律は、プライスカップ規制と異なり、**料金水準を明確に規律するものにはなっていないところ、構成員等からは、全国一律料金とすることを含め議論が必要**との意見、**不採算地域と都市部との料金格差を生じさせないための措置が必要**との意見、**都市部を上回る料金設定を認めないことは適切だが、全国一者で提供する者には地域別の競争への対応が必要**との意見等が示されていることを踏まえ、**契約約款の届出義務が課される者には、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を禁止することについてどう考えるか。**

※ ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、契約数が30万超の者が対象。また、特段の合意（いわゆる相対契約）がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能。

【構成員からの主な意見】

- **ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、差別的な地域別料金を原則認めない**とすることにより、競争が働く地域、働かない地域で価格差を生じないようにすれば良い。（林構成員）
- **加入電話の基本料金は回線数が少ない田舎ほど低い構造だが、ユニバーサルサービスなので全国统一料金とすることも含め議論が必要**。（林構成員）
- 加入電話について、これまで通話料金の遠近格差があった中で、**効用料金の考え方に基づき基本料金が級局別料金**になっているが、PSTNマイグレーションに伴い**通話料金が一律となった現在、結果的に、コストが高い地域の基本料金が安くなり、逆ざやになっていることをどう考えるべきか**。（相田主査代理）
- 現在の加入電話の料金構造を変更することは、**メタル縮退時の消費者の選択にも大きな影響を与え得る**。2035年メタル縮退が予定されている中で、この時期に変更することによる影響についてもよく考えるべき。（岡田構成員）
- **メタル縮退が予定されている中で、加入電話に適用されている級局別料金に手を入れる価値がどれだけあるかも考える必要がある**。（三友主査）
- 現在のプライスカップが実際の料金と乖離しているため、規制の意味がなくなっていると実感しているが、**料金の高騰を止められないことは心許ないので、都市部の料金を上回る料金設定を禁じる規律が必要であるということには賛成**。（若林構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **ブロードバンドの担い手は、地域事業者も含め様々であり、全国一律の料金規制を課すべきではない**。（NTT）
- **ユニバーサルサービスとして低廉性が維持されるべきであることが変わらないというサービスの位置付けは今後も確保すべきだが、ユニバーサルサービスの加入電話の基本料金・通話料等の低廉性確保の在り方と上限価格方式（プライスカップ制度）は分けて検討すべき**。（KDDI）

【事業者等からの主な意見（続き）】

- **ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に欠けている料金の低廉性を担保する仕組みも今後必要**。また、ブロードバンド事業者が中継回線に用いる専用線などにおいては距離に応じて料金が大きく異なり、地方において高額の費用が負担となっている。同様に地域ISPIにおいてもインターネットとの接続のためIXまでの接続に用いる回線費用はIXからの距離に応じて高額な負担を強いられている。さらに、**不採算地域に対しても都市部に比べて料金が高くないような方策は必要**。（JAIPA）
- **基準とする都市部の料金水準は、プライスカップ規制の名残で残った料金ではなく、競争により落ち着いた価格であるべき**。（ソフトバンク）
- **都心部並みの料金として公平性を担保すべき**。（関西ブロードバンド）
- **都市部を上回る料金設定を認めないことは適切だが、全国を一社で提供する事業者もいれば、電力系のように地域ごとに提供する業者もあり、全国を一社で提供する事業者は、地域別に競争への対応が必要**になり得る。規律が柔軟性を欠くと困るため、**制度設計では配慮が必要**。（ソフトバンク）
- 電気通信のユニバーサルサービス政策は地理的格差の解消を目的とするものであり、所得格差やリテラシー格差の解消を図る社会福祉政策とは一線を画するものと整理されていることから、利用者料金の水準として求められる「**低廉性**」は、「**競争地域において一般的に提供されている料金と同水準**」と定義し、**条件不利地域においても競争地域と同水準の価格で提供することを趣旨とすべき**。（ソフトバンク）
- 都市部の競争状態にあるところは料金の低廉性確保が可能だが、**不採算地域では、料金の低廉性確保とともに事業者の採算性への考慮も必要**。（アルテリア・ネットワークス）
- **不採算地域においても、地域間の料金格差が生じないよう都市部と同料金で提供可能な措置が必要**。ただし、当該措置により、**交付金が肥大化し、国民負担が不適切に増えることがないようにすべき**。（KDDI）
- 加入電話の赤字の問題に向き合うのであれば、**級局別料金をやめて、全国一律とする方法についても模索すべき**。（KDDI）

論点

(設備の自己設置要件)

- ① NTT東西には、サービスの適切かつ安定的な提供の確保の観点から、本来業務について原則として自己設備を用いて行わなければならないとする「自己設置要件」が課されているところ、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供を確保する観点も併せて考慮し、他者設備（携帯電話網等）の利用が不採算地域に限定して認められている。

自己設置要件については、NTTからは、最終保障提供責務を担うに当たり、他事業者の設備を活用した柔軟かつ効率的なサービス提供を可能とすることを求める意見、構成員等からは、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のために、全国に線路敷設基盤を有するNTT東西の自己設置要件は必要との意見等が示されこと等を踏まえ、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに追加した場合等における自己設置要件の例外追加の扱い等を含め、自己設置要件の在り方についてどう考えるか。

【構成員からの主な意見】

- ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のためには、NTT東西の線路敷設基盤の保持・有効活用が必要であり、原則として自己設置要件を維持することが必要。（林構成員）

【事業者等からの主な意見】

- NTT東西が、最終保障提供責務を担うに当たり、他事業者の設備を活用可能な（技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある）場合は、自己設置によらず、他事業者の設備を活用した柔軟かつ効率的なサービス提供を可能としてもらいたい。（NTT）
- 全国に線路敷設基盤を有するNTT東西は、自己設置要件の維持を前提とすべき。（オプテージ）
- 様々な事業者が依存する基幹インフラを独占的に保有するNTT東西には、自己設置規定の維持による確実な保守・運用の構造的確保が必要。（ソフトバンク）
- 自己設備設置義務は、電話のあまねく提供責務や重要設備の譲渡等禁止と合わせて「特別な資産」を維持する効果を有しており、義務の緩和によってあらゆるサービスの基盤である光ファイバの敷設に不可欠な特別な資産の設備維持が制度的に担保されなくなってしまうおそれがある。（ソフトバンク）
- 他者設備利用を認めると、国全体の安定的役務提供・経済安全保障の阻害の懸念があるという観点もある。（ソフトバンク）
- NTT東西については、事業用電気通信設備の他、電電公社より引き継いでいる「特別な資産」と併せて、自己設備設置要件が引き続き求められるべき。一方、特別な資産を自前で設置することが現実的でない電気通信事業者については、他者の線路敷設基盤の利用に依存せざるを得ない構造になっている。（KDDI）
- 固定電話用の線路敷設基盤は全国にあまねく整備されており、これらの資産を有効に活用した上で、さらにブロードバンド未整備地域の解消を図るという観点において、現状の自己設備設置要件を維持することが適当。（日本ケーブルテレビ連盟）
- NTTがラストリゾート責務を果たす場合には、NTTの自己設置設備に限らず、ケーブルテレビや自治体等が保有する回線についても、双方で合意できる条件により利用することも検討が可能である。（日本ケーブルテレビ連盟）

論点

(線路敷設基盤の在り方)

- ② 電柱・管路等の線路敷設基盤は、**電気通信設備ではなく工作物に該当し、重要な電気通信設備**（電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備）の譲渡等の認可の対象外となるため、現在、NTTの線路敷設基盤の譲渡等には規律が課されていないところ、**構成員からは、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のために、重要な電気通信設備の譲渡等の認可の対象に線路敷設基盤を追加することが必要**との意見が示されていること等を踏まえ、**線路敷設基盤の譲渡等に一定の規律を課すことについて、対象となる工作物の範囲を含め、どう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- 日本の通信は、電電公社時代に国民負担でつくられた巨大なインフラである電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤により支えられており、線路敷設基盤は民間企業の投資では構築できない巨大なものであるから、売り払われないように、重要設備譲渡の認可の対象とすべき。（林構成員）電話の責務を最終保障提供責務に見直す際には、**線路敷設基盤の維持・管理に関する規定が別途必要**になる。（若林構成員）

【事業者等からの主な意見】

- NTTが**全国津々浦々に保有する「特別な資産」**（電柱・管路・とう道などの線路敷設基盤等）は、**国民共有の財産であり、重要なインフラ**。その上に構築される**光ファイバ等のアクセス回線**は、IP電話、携帯電話、ブロードバンドサービスを支える**重要なネットワーク基盤**であり、**日本の通信の根幹をなすもの**。（KDDI）
- 電話のあまねく提供については、線路敷設基盤など設備とサービスが一体となり提供されていた。**メタル巻取り後**、全ての通信の基盤である、**線路敷設基盤等の特別な資産、光ファイバは、損なわれたり勝手に処分・売却されては問題**であることから、**あまねく線路敷設基盤等が必要であることの担保についてよく検討すべき**。（KDDI）
- NTTが全国に保有する**線路敷設基盤**は、IP電話、携帯電話、ブロードバンドサービスなど**日本の通信サービスの根幹を成す重要な基盤**であり、NTT法により、**NTTによる線路敷設基盤の維持・設置を引き続き担保する必要がある**。（KDDI）
- 電話のあまねく提供責務に加え、あらゆるサービスの安定提供・利便性確保のため、**新たに特別な資産（線路敷設基盤及び光ファイバ網）等の全国的な維持の責務を追加**するとともに、これらインフラを**譲渡・担保等制限に追加すべき**。（ソフトバンク）
- 対象となる工作物の範囲については、NTTの全国津々浦々にある**局舎の土地**も含めるべき。（KDDI）